

平成22年第6回那須烏山市議会9月定例会（第2日）

平成22年9月8日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時33分

◎出席議員（18名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	6番	沼田邦彦
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
9番	板橋邦夫	10番	水上正治
11番	平山進	12番	佐藤雄次郎
13番	小森幸雄	14番	滝田志孝
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教	18番	樋山隆四郎

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	平山隆
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
総合政策課長	国井豊
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	高橋博
こども課長	堀江久雄
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	鈴木重男
環境課長	小川祥一
都市建設課長	岡清隆

上下水道課長

栗野育夫

学校教育課長

羽石浩之

生涯学習課長

川堀文玉

◎事務局職員出席者

事務局長

澤村俊夫

書記

佐藤博樹

書記

菊地唯一

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（滝田志孝） おはようございます。

ただいま出席している議員は17名です。7番高德正治議員から遅刻の連絡がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（滝田志孝） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いしておきます。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

[17番 平塚英教 登壇]

○17番（平塚英教） おはようございます。記録的な猛暑が続く中で、きょうは一転台風9号ということで、被害が最小限になることを祈るのみでございます。傍聴者の皆さん、ご苦勞さまで。

通告順に従いまして、一般質問をしまいたいと思います。明快なるご答弁をお願いしたいと思います。

まず、本市の農業政策についてお尋ねをいたします。国が米政策の大転換と位置づけている戸別補償制度であります。農水省は米農家への戸別補償制度2010年度の加入申し込み件数が6月末時点で131万9,277件で、全国約180万戸あると言われております対象農家の7割以上で、そのうち本県は3万9,743件とのことでありますが、本市の米農家への戸別補償申請参加件数はどのようになっているのか、ご説明をいただきたいと思っております。

本年度は米農家に対象を絞りモデル事業と位置づけ、生産調整の協力を条件に、生産コストが販売価格を恒常的に上回っている場合、赤字分を国が補てんするほか、水田10アール当たり1万5,000円を固定額として支給するとのこととあります。

事業費は本年度国全体で5,600億円とのこととありますが、実際に米農家所得別に支給されるのはどのような方法で、いつまでに支給されるのか。また、本市の農家戸別補償の支給事務対策はどのような体制で進められているのか、伺うものであります。

ちなみに農水省は2011年度からは畑作などでも実施するとしておりますが、現在出され

ている情報の中で、本市の対象農家戸数と支給内容が来年度畑作ではどのように進むのか。ご説明をいただければ幸いです。

次に、農産物直売所への支援、道の駅整備の具体化、都市と農村の交流事業の推進、県アンテナショップへの参加の検討、食農教育の充実について伺うものであります。これらの問題について、大谷市長は市長選マニフェストの中で、地の利を生かした活力あるまちづくりを目指すビジョンの中で、地産訪消による農業農村対策の推進を掲げ、具体的には市内農産物直売所との連携を図り、学校給食への地元農産物の使用を促進すると提案しており、さらに本市の味を発信する農村レストランの開設など、観光との連携による地産訪消を推進すると挙げておりますが、具体的にはどのようにこれらを展開されていくのか、ご説明をいただきたいと思っております。

さらに、本市の新たな交流拠点として仮称ミニ道の駅の整備を図るとしてありますが、本年度は道の駅プロジェクト委員会を庁内に設置して、現在、精力的に検討を進めておられると思いますが、いつまでに結論を出して、どのように整備を図っていくのか、ご説明を求めるものであります。

県のアンテナショップへの参加でございますが、8月31日に開かれました議会全員協議会におきまして、県のアンテナショップに本市も参加するというような説明がありました。これについてもさらに具体的なお話があれば、ご説明をいただきたいと思っております。

2つ目には、広域消防についてお尋ねをいたします。広域消防の組織再編については、平成19年10月に検討委員会を設置して、現在の4分署体制から2分署体制に移行するための再編スケジュールに基づいて、推進検討を図っていると思われまます。新聞報道によりますと、広域行政の議会、行財政対策調査特別委員会が8月17日に開かれ、その中で広域消防新消防2署の着工完成を平成24年度中に、そして翌25年10月に開署するとの方針が示されたとのことであります。

2消防庁舎の建設費は、用地取得を除き約11億2,000万円とのことであります。その用地につきましては、早ければ9月中に選定し、地元説明会に入って、年内にも建設用地を確定したいとのことでありますが、用地の選定につきましては、それぞれの市町においてあたるとの説明であります。また、新消防署の建設費の負担割合についても、通常消防費負担割合に準じて那須烏山市が60%、那珂川町が40%と決定されたようではありますが、両市町が使える合併特例債合計は9億4,000万円とのことでありますが、本市の負担分はどのようになるのか。ご説明をいただきたいと思っております。

用地選定作業と各署の建設費負担は両市町がそれぞれもって、用地取得と庁舎建設は広域行政事務組合が事業主体となって進めるとのことでありますが、用地の選定と確保、新庁舎建設

スケジュール、費用負担等についての今後の具体策をご説明いただきたいと思ひます。

3つ目のテーマは、テレビ地上デジタル化に伴う対策についてであります。テレビ放送がアナログから地上デジタルに完全移行するまでに1年間を切っている状況にあります。本市における難視聴地域の共同アンテナ等への受信組合への対策が一部では進められておりますが、山間部分など地形的な要因で地上デジタルが受信できない難視世帯、県内約550地区で約3万世帯に達するとの県経営管理部の報告とのことあります。

調査のたびにこの難視世帯が増加しているのが実態であります。県内の難視世帯は全国最多と見られ、国と放送事業者は対応策として、難視対策用の中継基地を県内当初は26カ所で進める予定でありましたが、46カ所にふやすということになりました。果たして全部が来年7月の地デジ移行までに整備が間に合うのか。間に合わないため難視対象世帯には暫定的に放送衛星を使った受信を促すとのことあります。1万世帯を超えるものと思われまひ。

一方では、中継基地を整備しても受信できない地区の世帯には、共同アンテナ整備などの対応を図るとしており、本市においても市内13カ所で説明会を実施いたしましたが、具体的に共同アンテナ受信組合設立に向けた進捗が図れているのか伺うものであります。

本市においては、2つの中継局の設置を予定しておりますが、来年7月までに間に合うのか。それでも、難視地域になるところは何カ所、何世帯にのぼるのか。その対策はどのようになっているのか。また、生活保護世帯など経済弱者世帯には、既存のアナログテレビにつなげばデジタル放送を視聴できるチューナーを総務省が無償配布されると聞いておりますが、本市の状況はどうなっているのか、説明をいただきたいと思ひます。

国策で進めている地上デジタル化対応、本市の難視聴世帯に対し、国、県、放送事業者の責任と対策を明確にさせ、本市といたしましても問題のないように、地上デジタル移行できるように、万全の対策を求めるものであります。明快なる答弁をお願いするものであります。

次に、高齢者対策についてお尋ねをするものであります。平成18年3月に策定いたしました本市高齢者保健福祉計画策定時の65歳以上の高齢者は8,102人で、高齢化率は25.4%でありましたが、平成21年3月末の65歳以上の高齢者が8,295名で、高齢化率は27.4%となっております。この高齢者保健福祉計画の10年目、平成29年度には高齢化率が29.1%になる推計ですが、これを上回る速度で進んでいるのが実態であります。

改めて高齢者への生活と健康支援、介護対策、認知症防止、特に、独居老人世帯への生活の安全対策、食事、栄養の確保など、安心して暮らし続けられる身近な地域における見守り支援、生活支援ネットワークの構築が求められております。特に、老人世帯、また独居老人世帯への支援対策について伺うものであります。

第1に、本市内における老人世帯数は幾らあるのか。そのうち、独居老人世帯は幾らか。そ

の中で介護認定を受けている方が何人いるのか。そのサービスを利用している方が何人いらっしゃるのか。その費用負担とサービス内容につきましても、ご説明をいただきたいと思います。

第2に、配食サービスが進められておりますが、その利用者は何人いらっしゃるのか。どのように配食されているのか、伺うものであります。

第3に、ひきこもりから認知症に進行する問題もあります。地域や福祉関係者との交流、対話を積極的に進めるために、見守り対策、生きがいデイサービス強化を進めていただきたいと思います。交通機関の利便が悪い場合には送迎等を行っても、生きがいデイサービスを実施していただきたいと思います。

第4に、病気やけが等の緊急対応できるように緊急通報システムをしておりますが、これを充実していただきたいと思います。安全対策を強めていただきたいと思います。取り組み状況と現在の課題について説明を求めるものであります。折しも、国全体では100歳以上の所在確認、生存確認がされないお年寄りが多数出ておまして、NHKの調査でも350人を上回るのではないかと。こういう数字が出ております。本市におきましては、高齢者の安否確認はどのようなになっているのか。あわせてご答弁をお願いするものであります。

5番目の質問は、JRバス烏山小川経由馬頭藤沢線についてお尋ねをいたします。この路線バス運行につきましては、JRバス宇都宮営業所から、数年前からこの路線を廃止したい旨の打診を関係市町が受けておりますが、まだ、決まったわけではないと烏山の営業所の所員に聞いております。この路線は、通勤、通学など生活の足として、路線関係住民の方は重要な交通機関として利用しているのが実態であります。いつ廃止になるのかと不安を募らせているのが現況であります。

本市といたしましては、この路線存続についてどのように受けとめ、どのような対策を図っているのか伺うものであります。この問題について、関係市町との協議はされているのか。JRバス側との協議はどのようにされているのか、答弁を求めるものであります。

最後に、山あげ祭についてお尋ねをするものであります。山あげ祭は450年の伝統を誇る日本一の野外歌舞伎であり、昭和54年には国の重要無形文化財の指定を受け、今日まで旧烏山町内当番6町及び関係各種団体、市民の方々の努力と協力によって、毎年受け継がれ実施されてきたところであります。

昭和35年には、烏山山あげ祭保存会が設立され、山あげ祭を保存継承するために財政的な支援、観光PR、また踊り子、常磐津等の育成に尽力されてまいりました。平成3年には当初山あげ祭開催日等の問題を解消するための機関として、山あげ祭実行委員会が設立され、今日まで本市が事務局となって、祭の運営方法等について関係組織団体と協議しながら、進められてまいりました。

しかし、山あげ祭を保存継承していくためには、さまざまな問題、課題を抱えております。現在は市山あげ保存会、山あげ祭実行委員会、関係各自治会、各町の若衆団等々で問題解決に取り組んでおりますが、少子高齢化による人材育成が最も困難な問題として表面化しているのが実態であります。

そこで、この山あげ祭の実施部隊である祭開催時の各町若衆に協力する山あげ祭ボランティア人材バンクを創設して、協力者には登録をいただいて、祭開催時には各町の伝統としきたりにのっとり山あげ祭を安定的に実施できるように支援体制を進めていただきたいと思います。山あげ祭ボランティア人材バンクの設立と運営に、行政としてもできる限りの支援対策を講じられるよう求めまして、第1回目の質問を終わるものであります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは17番平塚英教議員から、本市の農業政策についてから、山あげ祭についてまで、大きく6項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、本市の農業政策でございます。この1点目の農家戸別所得補償への加入状況と支給事務対策についてであります。本事業は水田農業に携わります農家の経営安定を図るために、米に対して一定の所得補てんをする対策であります。また、本事業は食糧自給率向上のポイントとなる麦、大豆、米粉用米、飼料用米などの生産拡大を促す水田利活用自給力向上事業とセットとなっております。米販売農家のすべてを対象にいたしまして支給をする所得補償措置でございまして、政権交代で新たに設立された制度でございます。

本制度への加入状況でございますが、本市におきましては20アール以上作付けをしている交付可能な対象農家が1,762戸ございます。このうち、この戸別所得補償モデル対策へ加入をしない農家等が534戸ありますので、加入農家は1,228戸で、全体の約70%となっております。

次に、支給事務対策についてであります。本市は那須烏山市地域水田農業推進協議会が窓口となりまして、この支給事務対策を推進をしているところであります。本対策への農家側の加入申請書につきましては、6月30日の締め切り後、地方農政事務所へ提出済みとなっております。

また、水田、調整水田等の不作付け地の改善計画につきましては、那須烏山市地域水田農業推進協議会より、那須烏山市へ提出をされまして、市長の意見を付して9月30日までに地方農政事務所へ提出をされる予定となっております。

今後は、これらの資料をもとに、米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家に対して、

地方農政事務所より交付対象面積通知書が送付されまして、所定の手続を経て、来年3月を目途に10アール当たり1万5,000円の交付金が、国から販売農家に直接交付される予定となっております。

続きまして、農産物直売所への支援、道の駅整備の具体化、都市と農村の交流事業の推進、アンテナショップ、食農教育の充実についてお答えをいたします。農産物直売所への支援でございますが、現在、市内の農産物直売所は上の宿直売所、農産物こぶしっ子の新規加入2カ所と、閉店をいたしました鴻野山直売所を差し引きますと13カ所の直売所がございます。うち2カ所は休止をいたしておりますが、各イベント等への参加協力をいただいている状況であります。

本市は合併後に13カ所の直売所による那須烏山市直売所協議会、これは平成18年4月1日に組織化をいたしてございまして、これらを設立してございまして、事業内容といたしましては各直売所独自の販売活動のほか、先進地の視察、研修、県庁1階ロビーでの毎月18日に開催をされます、県庁de愛ふれ合い、直売所や世田谷区民まつり、豊島区ふくろ祭り、和光市の農業祭等への参加、秋に開催をいたしますスタンプラリーの実施等の事業を展開しており、安心安全の新鮮なとれたて野菜、生産者の顔の見える作物や加工品等を提供し、特色あるおもてなし、交流事業に努めているところであります。

市からの支援につきましては、事業支援補助金平成22年度は対前年度比91万3,500円として若干支出をしております。また、適時農薬使用基準、農作物の表示改正、その他季節の行事に対してアドバイス等をタイムリーに行っております。今後も都市農村交流の拠点といたしまして、存在価値を發揮できるよう多様な応援をしてまいる所存であります。

道の駅整備の具体化のご質問がございましたが、現在、各課横断的な職員で構成をされますプロジェクトチームによる調査研究、情報収集等の作業を行っているところであります。今後のスケジュールといたしましては、整備構想原案の作成後、農村活性化ビジョンとの調整を図りながら、道の駅整備基本計画を策定して、できる限り早い時期にオープンできるよう推進をしてまいる所存であります。

なお、この推進にあたりましては、市民の代表、有識者の皆様のご意見などをいただきながら、国、県とも協議が必要であります。補助事業等の採択支援を要請をしながら、那須烏山市独自のインパクトのある道の駅の整備を目指してまいりたいと考えております。

都市と農村の交流の推進についてであります。現在、農政課を中心といたしましての交流事業ですが、豊島区のふくろ祭り、世田谷区民まつり、埼玉県和光市民まつりへの参加を行っております。招待事業といたしましては、荒川南部が中心の豊島区からの川遊び体験、国見での民間会社のボランティア受け入れ交流、小倉体験村の交流等を行っております。

これらの実績を若干申し上げさせていただきますが、豊島区との招待事業、川遊び体験につきましては、豊島区から61人の親子と地元親子参加者18人の計79人の参加を得て実施をいたしました。そのお返しといたしまして、豊島区からご案内事業、1日豊島区の旅8月18日を実施をいたしまして、市内から34人、これは大人が16人、子供18人の参加がございまして、豊島区の各種施設の見学、サンシャイン60、都電荒川線搭乗、市民手づくり演劇鑑賞など堪能してきたところでございます。

さらに、豊島区でのふくろ祭り、世田谷区民まつりにおきましては、市職員、観光協会、農産物直売所、観光やな関係者等が参加をいたしまして、本市の特産品の販売及び観光PRを行っております。

将来的には先ほど説明をさせていただきました道の駅等を活用した魅力のあるイベントの開催や、県アンテナショップの活用も視野に入れながら、都市農村の交流促進による本市経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

アンテナショップへの参加についてでございます。栃木県では、県内の多彩で豊富な県産品や観光資源等のブランド価値向上と知名度アップを図るとともに、県産品の販路拡大と観光を初めとする各種地域情報の発信などにオール栃木体制で取り組むために、日本最大の消費地であり、全世界からの情報が集積、発信をされている東京都内に県市町の共同によるアンテナショップの設置を計画いたしております。

具体的にはテレビ、新聞等でご案内のとおりであると思っておりますが、平成24年春に開業が予定されております東京スカイツリー周辺商業施設での開設について、先般8月30日に開催された県政策懇談会において、設置経費、これは全額県負担、運営経費、県市町折半を条件に、全会一致で合意がなされたところであります。

この東京スカイツリー周辺には、年間2,500万人の観光客が見込まれておりますことから、本市もこのアンテナショップを有効に活用し、那須烏山市のブランド化や交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

最後に、食農教育の充実についてであります。食は人間が生きていくために欠かすことのできない基本であります。しかしながら、近年、ライフスタイルや社会環境の変化に伴い、不規則な食事による栄養バランスの乱れや、食に対する意識、感謝の念の低下などさまざまな問題が指摘をされております。

このような背景を受けまして、近年我が国では国民一人ひとりが食に関する知識や判断力を身につけ実践をしていくとともに、食への感謝の心をはぐくみ、健全で心豊かな生活を送ることが重要な課題になってきておりまして、平成17年には食育基本法が制定をされた次第であります。

本市におきましては、平成20年1月に那須烏山市食育推進計画を策定をいたしました。さらに、昨年度はこの食育推進計画を広く市民に周知推進していくために、関係課、関係機関が連携をとりまして、食育プロジェクト委員会を設置するとともに、食育推進計画における具体的な方策を検討し、その成果として那須烏山市食育推進計画概要版を作成し、市内全戸へ配布をした次第であります。

また、地産地消の推進事業といたしまして、市内直売所やJA那須南の協力をいただきながら、地元野菜や地元産和牛を利用した給食導入も実施をさせていただきまして、児童生徒たちへの地元食材への理解促進を図ったところでもあります。

いずれにいたしましても、食育は家庭はもとより、地域、学校、企業及び行政が連携を図りながら、多くの関係者の理解のもとに共通の目標を掲げ、その達成を目指して取り組んでいくことが重要であると考えておりますことから、今後とも地域特性を生かしながら、粘り強く食育関連施設の推進を図ってまいりたいと考えております。

なお、学校教育の観点からは、教育長より答弁をさせていただきます。

広域消防についてご質問がございました。広域消防の消防組織再編につきましては、消防組織再編委員会において、現在の4分署体制を2署体制にすることで、消防庁舎建設計画等の協議を進めてきたところでございます。

計画概要でございますが、正副組合長意見交換会で確認の上、8月17日の南那須広域行政事務組合議会行財政対策調査委員会に報告をさせていただきました。その内容を申し上げます。まず、庁舎は那須烏山消防署、那珂川消防署とし、平成24年度の建設を目指しております。建設用地は、構成市町が主体となって選考し、用地取得と庁舎建設は南那須地区広域行政事務組合が事業主体であります。費用につきましては、庁舎整備にかかる費用は署の所在市町が負担をし、本部及び訓練等の共益施設にかかる費用は那須烏山市60%、那珂川町40%の負担割合であります。

なお、本部は那須烏山消防署に置き、訓練棟は那珂川消防署に置くこととなりました。市では特に用地の選定を主体に事務を進めることとなりますが、9月中には基本計画に基づく9,000平方メートルの候補地を選定し、地元説明会を開催の後、個別に用地交渉に入りたいと考えております。そして、年内には用地を確定し、平成23年度は広域行政事務組合において地権者との契約をした上、各申請手続や設計、造成工事などを終了し、平成24年度には本体着工、年度内完成を目指したいと考えております。このスケジュールは那珂川町においても同様でございます。

建設概要であります。那須烏山消防署は本部部分を含む庁舎のほか、第2車庫棟、付属棟、ヘリポートなどを建設する予定であり、約6億8,000万円の事業費を予定いたしております。

す。那珂川消防署は、本部部分を持たない庁舎と第2車庫棟、附属棟、ヘリポートのほか、訓練棟を建設する予定であります。事業費は約4億4,000万円であります。合わせて総事業費11億2,000万円となりますが、そのうち9億4,000万円は合併特例債の対象となり、実質負担額は本市が2億8,000万円、那珂川町が1億9,000万円であります。これに用地費及び造成費、設計費を加えた額が負担金となります。なお、共益部分の本部部分が約1億3,000万円と訓練棟約1億円につきましては、負担割合によって算出いたしたいと思いません。

次に、テレビ地上デジタル化に伴う対策についてお答えをいたします。来年7月24日に予定をされております地上デジタル放送への完全移行まで残り10カ月余りとなってきております。テレビは今や市民生活に欠かすことのできないライフラインでありますことから、市といたしましては市内全域を対象といたしました地上デジタル放送受信状況調査の実施や、共同受信施設整備への市単独補助制度の創設など、県内市町の牽引役として積極的な難視聴対策に取り組んでまいりました。

ことし6月には、地上デジタル放送難視聴地区に特定をされる742世帯を対象とした総務省主催による地区別説明会を開催をし、難視聴解消に向けた対策手法の説明を行ったところであります。しかし、対策手法の大半が共同受信施設の新規提案であり、出席者からは地元負担となる維持管理費用への反発や、高齢化進展に伴う施設維持への不安の声が相次ぐなど、来年7月24日に向けた恒久的な対策完了は困難であると懸念をしているところでもあります。

また、新たな課題も発生をしております。8月30日の総務省公表によれば、本市の難視聴世帯は33地区、1,136世帯に及んでいる状況でもあります。ことし1月の公表と比較をいたしますと、19地区、364世帯もの大幅な増加となっております。今後も増加は続くものと想定をいたしております。

現在、本市におきましては、向田中継局に加え、新たに鴻野山中継局が開局する運びとなりました。向田中継局につきましては、ことし12月に開局の予定であります。一方、鴻野山中継局の開局時期は2014年、平成26年とされておまして、アナログ放送が終了する翌年、7月の開局には間に合わない状況であります。なお、鴻野山中継局の開局により、約170世帯が難視聴解消の見込みであります。依然として1,000世帯余りは難視聴世帯として残るものと想定をいたしております。

また、生活保護世帯に対する簡易チューナーの給付でございますが、総務省からの回答によれば、本市においては81件の給付申請があったようであります。しかし、対象者が生活保護世帯約120世帯に限定したものでなく、NHK受信料免除世帯でありますことから、本市においては対象人数を把握できない。このような状況もございます。NHKにも問い合わせを行

っているところでございますが、情報提供は困難ということでございます。この点、ご了承いただきたいと思います。

地デジ対策につきましては国及び放送事業者の責任において実施すべきと考えておりますが、先の見えない国の動向をこれ以上静観するわけにはまいりません。したがって、先の去る8月4日開催のブロック別市町村長会議におきましても、県及び市町が一丸となって地デジ対策に取り組むための体制強化について、直接知事に強く要望を行ったところでもあります。もちろん、これまで同様市単独といたしましても、積極的地デジ対策に努めてまいる考えでございまして、新たに難視聴世帯となった364世帯への対応を初め、地デジに未対応世帯への積極的な情報提供による周知徹底を図ることとしております。あわせて、情報弱者と言われております障害者世帯や高齢者世帯を優先した早急な対応が求められております。

ことし10月には民生児童委員の協力をいただきながら、高齢者実態調査とあわせた現状把握に努めてまいる考えであります。今後、現状把握の結果を踏まえ、デジサポ栃木との連携により丁寧な個別対応を図ることで調整を進めているところであります。

また、国では恒久的地デジ対策が困難な難視聴に対して衛星を活用した暫定措置、いわゆるセーフティーネットでございますが、この利用制限緩和が検討されているようではあります。議員のご指摘のとおり、市内全世帯が問題なく地デジに円満に移行できるよう、引き続き恒久的地デジ対策の推進を図る一方、セーフティーネットの積極的活用も視野に入れまして、国、県、放送事業者との連携による万全な体制のもと、地デジ対策に取り組んでまいる所存であります。

しかしながら、地デジ対策の実践にあたりましては、本市だけでは解決困難な問題が発生をしております。その問題とは、ことしから新たに創設をされてきた高性能アンテナの問題であります。この設置補助制度などの運用であります。この制度は一般家庭用アンテナでは受信困難な世帯に対して、高性能アンテナ設置費用の一部を国が補助する制度でありまして、総務省公表の難視聴世帯に該当することが条件となります。

ところが、実測調査に使用されたアンテナは一般家庭用ではなく、国庫補助対象の高性能アンテナであることから、実際には一般家庭用アンテナでは受信困難な難視聴世帯の大幅増加が想定されるほか、高性能アンテナ補助に該当する可能性があるにもかかわらず、制度上補助の恩恵を受けることができない。こういった矛盾も懸念をしております。

また、設置費用に関する遡及適用が認められないなど、制度恩恵を平等に享受できない格差問題も発生をいたしております。こうした矛盾が国民に与える影響は非常に大きく、このまま放置しておくことは断じて許されるものではないことから、私はさらに県や全国市長会を通じ、抜本的な制度見直しについて強く要望していきたいと考えております。議員におかれましても、

このような現状を理解の上、特段のご支援、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

高齢者対策についてお答えをいたします。那須烏山市高齢者福祉計画第4期介護保険事業計画は、安心して暮らせる思いやりのまちづくりを基本理念に、健康で生きがいのある生活の支援、利用者の視点に立ったサービスの充実、そして、地域での安心して生活できる安全安心なまちづくりの実現に向けて作成したものでございまして、平成21年度から平成23年度の3カ年計画でございまして、計画期間の約半分を経過した時点では、平成23年度の目標達成に向けて、おおむね順調に執行されているものと考えております。

とりわけ基盤整備では、期間内に整備を計画いたしておりました介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、定員29人でありまして、及び認知症対応型生活介護、いわゆるグループホーム定員18人でありまして、これらの事業者が決定をし、整備工事に着手をしているところであります。

第1点目の介護サービスに関するご質問でございます。平成21年10月1日現在、市内の高齢者世帯数1,586世帯であります。そのうち、独居高齢者数769人でありまして、また、介護認定者数は1,287人、これは平成21年度末であります。介護保険受給者数1,077人となっております。保険給付費総額19億3,000万円でありまして、その主な内容は、居宅介護サービスと施設介護サービス費であります。

2点目の配食サービス利用者につきまして、現在29人の高齢者が利用いたしております。毎週木曜日配食サービスのボランティア55人が、できたて弁当を各高齢世帯に届けているわけでありまして。

次に3点目の認知症予防対策についてであります。高齢者が身近なところで介護予防に取り組むため、いきいきサロンを大幅に拡充するとともに、ボランティアの養成を進めることとじこもり予防や運動機能の維持に努めております。また、増加する認知症高齢者対策として、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、これを支援するボランティアの育成にも重点的に取り組んでおりまして、さらに認知症疾患医療センターと連携をして、地域における認知症ケア体制を整備するとともに、医療機関との連携強化に取り組んでおります。

なお、送迎等の足の確保につきましては、今後増加する高齢者数も勘案し、地域内での支援体制を含めて引き続き検討してまいりたいと考えております。

第4点目の緊急通報システムにつきましては、緊急性の高い病弱な独居高齢者世帯等に65台を設置しておりますが、協力員の確保が困難なことや誤報の発生などの課題があるものの、高齢者の孤独感、不安感の解消を図れる点で大きな発揮をしているところと考えております。

100歳以上の高齢者の所在問題につきましては、毎年99歳、100歳、101歳以上の

高齢者を市長みずから訪問し、長寿の祝福をしているところですが、このたびの問題発生を受け、改めて市職員が高齢者宅等を訪問し、100歳以上の高齢者8人、最高齢者105歳、すべて女性の所在を確認をさせていただきました。今後も高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、すべての高齢者が住みなれた地域で安心して生涯を過ごせるよう、総合的な支援策を実施をしてまいる所存であります。

次に、JRバス路線の存続についてお答えをいたします。JRバス関東株式会社が運行しております烏山駅から那珂川町藤沢間を結ぶJRバス常野線は、総走行キロ21.1キロメートルであります。うち当市分は8.6キロメートル、平日は上り下り便が計15本、土日休日は上り下り便が計6本の車両2台により運行されている路線であります。

この路線が高校統合などの要因から利用者の落ち込みが多いこと、加えて近年の高速道路割引の影響を高速バス部門が受けているなどから、運行の維持が困難であるとの理由で平成23年3月31日をもって路線の廃止を考えているとの内容のもと、栃木県生活交通対策協議会に協議の申請書が提出をされております。

当該協議会は、県の交通政策課が事務局となりまして、乗合バスの路線退出の申し出に伴う必要な生活交通確保方策を目的として協議を行う組織であります。正式な路線廃止には国土交通省関東運輸局栃木運輸支局への届出が必要となります。現段階におきまして、JRバス関東株式会社から当該路線の廃止届は提出をされていないことから、市といたしましては、今後も粘り強く路線の存続について要望を続けてまいる所存であります。

また一方で、本市におきましては、現在、市全体での公共交通のあり方を見直すための公共交通再編整備計画の策定を進めているところでございまして、その中で、当該路線のあり方の分析も行っているところでございます。万が一、路線廃止の届出がなされてしまった場合も、市民及びその他の利用者に不便を来さないために、また交通空白を生じさせないために、当該計画策定の中でその対応策についてもあわせて調査研究を進めているところでございます。

山あげ祭についてお答えをいたします。国の重要無形民俗文化財に指定をされております山あげ祭は本市における貴重な文化遺産でありまして、また、重要な観光資源でもあります。特に、ことしは永禄3年、1560年に始まったとされる祭が450周年を迎え、記念の大屋台パレードを開催するなど、例年に増して観光客の皆さんに楽しんでいただけたものと思っております。

この山あげ祭の実施にあたる若衆の不足につきましては、議員ご指摘のとおり祭の存続を左右する深刻な問題であると認識をいたしております。市といたしましても、引き続き財政支援も含めた積極的な支援を行うとともに、観光協会等の関係機関と連携をしながら、伝統のある山あげ祭の保存継承に努めてまいる所存でございます。

さて、ご提案の山あげ祭ボランティア人材バンクの創設でございますが、若衆不足に悩む当番町にとって一定の効果があるのではないかと考えております。しかしながら、これを実現するには市の意向だけではなく、自治会など山あげ祭に関係する機関、団体等の理解、協力が欠かせません。このため、烏山山あげ保存会を初め山あげ祭実行委員会、自治会、観光協会、そして肝心の若衆の皆さん方の提案に十分に議論調整の上、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私のほうから食農教育の充実についてお答えを申し上げます。

近年、食生活を取り巻く環境は大きく変化し、食行動の多様化が進む中で、子供たちの朝食欠食、個食、偏った栄養摂取、肥満傾向、無理なダイエット、子供の生活習慣病の増加など、食をめぐる問題が深刻化しており、全国的に食と農への関心、期待感が声高に叫ばれております。

子供たちには可能な限り、食に関する理解を深めることを願い、生産プロセス、教育ファームの体験機会を提供し、作物の種まき、栽培、収穫などの一連の農業体験を通して、子供たちの食と農への関心を高めたいと思っております。

学校教育では、子供たちの正しい食育のあり方や望ましい食生活、食習慣を身につけさせ、健康な生活を送る上での自己管理能力を養うことを課題とし、全学校教育活動のさまざまな機会を通して食に関する指導に取り組んでいるところでございます。

市内9校の小中学校では、生活課や総合的学習の時間、特別活動などの教育活動の中で学校農園や地域住民の協力により、野菜や米、花、ジャガイモ、トマト、サツマイモ、カボチャなどのミニ農業体験を実施してございます。このような体験活動を通して、学習内容の理解を深めるだけでなく、農業の基本的な知識の習得や生きるものとの共存、食べることの意味、生命の大切さなどについて考える機会としております。

本市の小中学校では、ボランティア、地元農家の協力を得ながら授業で学んだ知識の継承になる学んで楽しい農業体験、食べてうれしい食体験を通して、将来に向け農業に高い関心を抱く子供たちが育つ、楽しい学習になるよう努力しているところでございます。

私は顔の見える生産者、安心して食べられる給食、地産地消の考え方に呼応し、地元で栽培されている食材を給食に活用し、生産者との交流や生産現場での体験を通じて、農への感謝、郷土への愛着を育てることも重要視して、食と農のパラダイムの再生、再構築に力を入れてまいりたいと思っております。やがて、この子供たちの中から就農への関心が高まることを念じながら、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 1回目の答弁、大変ご丁寧にありがとうございました。さらに質問を深めていきたいと考えております。

まず、戸別所得補償の件でございますが、一大農政の転換というような位置づけで、ことしは米をモデルにということなんでございますが、実際にこれはいい面と悪い面があるんですけども、今までにない米の安定需給の中で、価格が下落した場合にはそれを補てんすることなんです、これは生産コストが60キロ当たり1万3,000円だとする場合ですね、例えば幾ら下がってもこれは補てん対象になるというような理解でいいのかどうか。その辺は行政のほうはどんなふう考えているのか、ちょっとお示しをいただければと思います。簡単で結構です。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 戸別補償の補てんでございますが、先ほど市長答弁のとおり、10アール当たり1万5,000円の措置につきましては、年明け後に3月のころまでに申請された方にお支払いすることと今準備を進めてございますが、その変動部分に対しましては、価格が過去3カ年間の平均をとりまして補てん措置をするものでございまして、今の場合でございますと、平成23年の4月以降に対応が決まって交付になるかならないかが決まるということとございますので、現時点では軽々に申し上げられませんので、ご了解いただければと思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、全国の農家あるいは地方自治体でも米戸別所得補償モデル事業、水田利活用自給向上事業、これが実際には米の需給と価格の安定に果たして政府が責任を持たないような政策になってしまうのではないかと。補てんを見越して大手流通資本などが米の価格破壊や買ったたきを行うということを懸念をしておりますし、実際には1万2,000円を割るような1万円になってしまうのではないかとというような不安まで農家の方々は持っておりまして、今、東北を中心にこの米価の下落に歯どめをかけて、再生産ができる米価の実現に国が責任を持てと、こういうような意見書を相次いで出しているのが実態でございます。

そういうことで、この戸別所得補償制度が必ずしも10アール当たり1万5,000円は固定額ですからあれですが、実際、10アールから米が何俵とれてそれが売れるのか。それが大幅に下落したら、1万5,000円ではそれは補てんできませんからね。そういうことで、それが米をどんどん下落させるてこになっては困るというような不安が農家のほうにはあるとい

うことを訴えたいというふうに思います。

それで、先ほど答弁がなかったのは、来年度は今度畑作まで戸別補償を拡大する。これは今度総理大臣がだれになるかわかりませんし、実際に予算が獲得できるかどうかもわかりませんが、1兆円の予算を用意してそのような戸別補償をするということなんですが、畑作の場合はどんな手法を今のところ考えているのか、簡単で結構ですのでご答弁をお願いします。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。8月31日に農水省では概算要求を財務省に出しまして、その総額は2兆4,875億円と聞いておりまして、対前年費1.5%の増でございます。ただ、今回からの概算要求は対前年比10%レスの場合ですと、特別枠ということで位置づけられておりまして、そちらのほうに1887億円を予算と別途要求したというような記事になっております。

この主なものは土地改良と、林業再生関係でございまして、特に土地改良は平成22年度は対前年比予算39%というさんたんたる数字になったわけでございますが、畑作につきましては、戸別補償平成22年度5,618億円で総額決定されておりますが、概算要求では7,959億円、約8,000億円というふうに聞いております。その中で、中山間地域また農地・水を入れますと、約1兆円弱になりますが、その中で畑作物の関係につきましては、これは自給率向上のため、小麦、大豆、テンサイ、デンプン用の馬鈴薯というふうな4つの品目については、畑作物で優遇措置がされるというふうに見込んでおります。

その中でも、数量払い、60キロ当たり1万4~5,000円という数字も出ておりますし、また、面積払いでは10アール当たり1万5,000円の加算措置がされる。特別枠を入れますと2万円になる場合もあるかというふうな話でございまして、今、議員さんがおっしゃられましたように、現在、代表選挙、政局中ございまして、そのお二人どちらになるか存じませんが、一括交付金、個別交付金とのそういう理念がございまして、また、ある方は国有財産の証券化またマニフェスト至上主義、大変混沌としておりまして、私ども、この予算の骨格の制度設計が早く決まることを注視しておいて、次年度に向けて速やかな対応をしたいと、このようなことで大変歯切れの悪い回答で申しわけございませんが、このようなことで考えております。

なお、那須烏山市の戸別補償でございまして、支給総額現在のところで1億5,200万円で見込んでございます。平成21年度の生産調整の助成金の総額は事務費を除きますと2億1,000万円でございますので、それから比べますと5,800万円の減になっているというのが実態でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、必ずしも喜べない実態があると。やはり農業はその戸別補償も大事ですが、価格補償もやはり日本の食糧ですから、食糧政策として価格補償も国が責任を持つようにするということが必要だというふうに思います。

次に、②のほうに移りたいと思います。道の駅の整備関係でございますが、庁内プロジェクト検討委員会は進められていると思いますけれども、これは前の大谷市長の考えでは那須烏山市に1カ所、南那須地区に1カ所というような考えだったんですけれども、その後、国道294号線沿いにつくるのか。それとも、前にあったような烏山と南那須に1カ所ずつつくるのか。その辺の考え方についてお示しをいただければと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。おかげさまで何とか内部の道の駅検討委員会の組織が立ち上がりました。過日、その委嘱状の交付をしたところでございますが、今後、随時このチームには民間の皆さん方も入っていただくことにもなりますし、また、直売所連絡協議会のほうにも入っていただくことにもなります。また、県のほうにも加わっていただくようなことを考えております。

そのような中で、合併前の1カ所がいいのか、2カ所がいいのか、そういったところも改めて検討していく。最初から一気に2カ所というのは困難であろうと思いますので、2カ所をやるにしても随時やはり年次的な計画が必要だと考えておりますので、いずれにいたしましてもそういった1つの実現計画も、この検討委員会の中で子細に調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 直売所との関係ですけれども、直売所からすると、道の駅がどこかにつくられますと自分の商売が阻害されるというような考えを持たれる方もいらっしゃると思うので、その辺、ぜひ問題がないように理解と参加とか協力とか、その辺もお願いできればと思います。

次に、アンテナショップ関係でございますが、これは前にも私のほうで要望していたんですが、2012年春に東京スカイツリー周辺商業施設に開設を県のほうで予定するというところでございます。このアンテナショップはその東京スカイツリーの開設にあわせて始まるという考え方でいいんでしょうかね。その辺が1つと。

あとは建設費は県が用意する。そして、運営費については年額ですが1,300万円、これを2分の1で市町村負担が1,300万円と、その1,300万円のうち人口割が50%、売り上げ割が50%ということでございますが、これは果たして那須烏山市としてはこの年額1,

300万円のうち、どのぐらい負担を見込んでいるのか。わかる範囲でお答えいただければと思います。

3つ目は、このアンテナショップなんですけれども、結局加工食品を主力にということで、工芸品等々というんですが、実際には加工品で商品化されたものについてはアンテナショップでなくても、別ないろいろなルートで買えるわけです。新聞報道でも都内には45カ所もそういうアンテナショップがあって、新鮮な魚や野菜、珍しいものから売れていく。味の濃い加工品だとなかなか売れないということなんですよね。一番肝心な新鮮な野菜が販売できないのでは、あまりメリットがないのではないかなと思うんですけれども、その辺はどんなふうに考えているのか。その3つをお答えいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） アンテナショップの基本的な考え方、今、議員ご指摘的那須烏山市にとってメリットがあるかどうかということも私も大分自分なりに検討しましたが、おっしゃるとおりでございます。そういった生鮮特産品については、このアンテナショップに対してはあまり那須烏山市としてどうなのかなということから、この経費の負担については私も意見を申してきたわけでございます。

そのようなところから、結果といたしましてこのイニシャルコストですね、投資経費は全部県で持ちますよ。後のランニングコスト、これを実は最初は人口割の2分の1を持つということだったんですが、それではやはり格差が出てまいります。今のような話が出てまいりますから、ものすごく売れる町と市とか、あるいは全く取り残されるという格差が出てまいりますから、そういったことになる、これは参加じゃなくてオール栃木体制の枠が崩れていくということを申し上げまして、そういったところからこの商品の売り上げも加味した形で、それも後年度精算という形をとらせてくれということで、ほぼこのような要望が通ったわけでございますので、それが過日の政策懇談会でございました。

私はこのことについて、物販の効果だけではないということから参画を前向きに考えました。と言いますのは、やはり那須烏山市の知名度アップになるだろう。いろいろ那須烏山市の紹介をするコーナーも設けていただけるわけですから、それに特産品だけでなく、そういったPR、那須烏山市の知名度アップ、そしてひいては観光客誘致につなげていきたい。このようなところから、大いに参画を賛同したわけでございまして、効果は物売りということだけでなく、こういう観光客誘致の媒体、そして知名度アップというようなことに私はメリットが出てくるのかなと考えております。

費用負担等については1,300万円のあとのございますから、今の段階ではちょっと明確にわかりませんので、（「開設は？ いつ始まるの」の声あり）これは、東京スカイツ

リーのオープン時と一緒にやることでございまして、これから10月に検討委員会といいますか、プロジェクトができるんですね。設計業者等の事業者を10月の中旬に選定します。アンテナショップ運営会議というのが10月下旬に設定されます。これは県、市町村、関係団体の運営者等の参加によると書いてありますから、10月下旬にはそういった委員会ができますから、その中で詳細な計画は決定をしていきますので、順次それについてはご報告申し上げます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） したがって、生鮮野菜が売れないというのが一番我が市にとって痛手でございますので、これはまた先ほど出ました防災協定をやっているようなところやさまざまな都市部との交流をしていますので、そういう機会を通じて生鮮野菜が売れるような仕組みも検討していただきたいと思えます。

次に、消防署の問題でございますが、9,000平米の敷地を取得するために検討を進めるということでございますが、整備費については、これは整備するのも広域行政なんでしょうかね。それについて、それぞれの那須烏山市では9,000平米ですね、それを選定して決めて、契約は広域行政と地権者で決めると思うんですよね。そして、取得をして、その整備費についてはそれぞれの市と町の負担分を市あるいは町が出して整備をする。それはさっき言った金額のほかに出すという考えでよろしいんですか。簡単で結構です、19分しかなくなっちゃった。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） あくまでも用地選定は市町が担当しますが、それ以外の事業費、造成、すべて広域が事業主体として進めるということになります。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） わかりました。

続きまして、地デジの問題でございます。これもさまざまな問題があって、私どもちょっと頭の中が整理されていないんですが、いずれにしても調査のたびに難視世帯がふえているということで、先ほど市長の答弁では33地区、1,136が難視世帯。向田と鴻野山の2カ所に中継基地をつくるんだけれども、それでもさらに1,000世帯近い難視世帯が出てしまうのではないかということですね。それで、中継基地は来年の7月に見られるように間に合うんでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 市長が答弁いたしました。現在2カ所予定をされておりますけれども、向田中継局はことしの12月までには試験電波が出て、これは視聴が可能である。ただ、鴻野山については平成26年の予定だということでございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、地デジの難視地区の説明会を総務省が行って、市でもそれに参加をしていろいろな聞き取りの調査をやったと。関係の地域からいただいていたんですが、その難視解消に関する説明会の中での質疑応答があって、それで那須烏山市の20自治会の該当自治会の方々に13カ所で説明会をやったということでございます。

いろいろ問題が複雑なんですけれども、難視対策としては中継局の増設、そして共聴施設、これは共同アンテナの設置、ここへ来て高性能アンテナ設置というのが出てきたんですよ。こういうことで役場のほうでも、これは国の施策ですから、本来国が全部責任持たなくちゃならないのに、末端でほんとうに役場のほうにどんどんつけが回ってきて担当者も大変だというふうには思うんですけれども。

そういう中で13カ所、20自治会で説明会をやったんだけど、簡単に言えば共同アンテナをつくれば、1世帯3万5,000円までは負担していただいて、それ以外は幾らかかっても補助しますよと、総務省と県と市ですね、そういうような説明をやったんだけど、今までそんなことなしに見られたのに、何で3万5,000円払うのかとか、3万5,000円払って、あとのメンテナンスは見てくれるのかと、いやそれは共同組合でお金を出し合ってそれでメンテナンスもやるんだよと言ったら、そんな金なんかどれだけ将来かかるかわからないからだめだとかね、大変ないろいろな苦情があったそうであります。

簡単に言えば、それぞれの自治会で見えるところもあるし、見えないところもあるし、組合設立が難しいということで、今、暗礁に乗り上げているのが実態だというふうに思うんですが、その中で組合設立について自治会全部でなければだめなのか。例えば自治会の中で何戸か、例えば10戸以上とか何戸以上とか、そういうものがまとまれば代表者、責任者を決めれば、その方々だけで共同アンテナができるのかどうか。その辺はどんなふうに考えていますか。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 共同アンテナの受信組合の設立につきましては、議員ご指摘のように特に何戸以上でないのだめだということはございませんが、後年度負担を考えれば当然大きいほうがいいわけでございますので、その辺は組合の設立にあたって難視地域の取り組みいかにかかってくるというふうに思っております。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 小規模でも縛りはないけれども、後年度負担を考えた場合にはできる限り組合は大きいほうが良いというような説明ですね。なかなかその辺がちょっとよく理解されないので、まとまっていかないのかなというふうに思うんですけれども、いずれにしてもそういうことでこの組合設立が難しい場合には、5年間衛星放送がとれるような、これはデジサポに言って難視世帯だということが確認されれば、それをとれるチューナーを借りられると

いうことでいいんですかね。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） いわゆるセーフティーネットにつきましては5年間ということになりまして、その条件としまして難視エリアに入っていることがまず前提条件になりますので、仮に今後、自分のうちもそういう難視だということ調査をしてお願いすれば、そのエリアに入れば見られる。衛星用のパラボラアンテナを5年間暫定的に貸与される。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほど生活保護世帯のやつですね、申請は81件あったけれども、その中でこのチューナーの該当になったところが何世帯かわからないということなんですけれども、そういう点も個人情報の問題もあるから簡単にはいかないのかもしれませんが、この81件のほかにもおそらくそういう情報がわからなくて、結局申請されていない人もいますよね。だから、役場に責任があるわけじゃないけれども、苦情は役場のほうに来ちゃうと思うんですよね。

その辺も民生委員さんとかさまざまな方々を通じて、これから調査しながらそういう仕組みもあるんですよというきめ細かな説明をやられると思うんですけれども、ぜひわからなかったということがないように対応を、そういう弱者対策、とりわけ生活困窮者がそういう薄型テレビを買わなくちゃならないわけですから、国の施策によって。それ自体が矛盾しているんですけれども、チューナーは生活保護世帯の方は永久に借りられるんでしょうかね。そこら辺ちょっとどうなっていますか。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 生活保護世帯あるいはNHK受信料の免除世帯、そういう世帯につきましては、国が1台無償で与えるということでございますので、そういうことになってございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことでございますので、ぜひそれを知らなかったということがないようお願いをいたします。いずれにしても、全国に650万人が加入している中で地デジ対応は48%と、山間部などでも共同アンテナしか対応できないものですが、実際には53%しか進んでいない。集合住宅でも210万施設、2,070万の改修が必要ですが、今のところ77%しか進んでいない。

こういうことで、さまざまところで最大35万戸が難視になるというような状況もありますので、アメリカでも2回ほどアナログ放送を続けてデジタルを延期したということがありますので、やはりまだまだこれは問題がありますので、いずれにしても、ここで言ってもしょう

がありませんが、国の責任をやはり明確にして、国、そして業者、こういうようなところの責任と対策を明確にさせて、市民、視聴者に不安と問題がないように今後とも全力を挙げて進めたいというふうに思います。

次に、高齢者福祉対策でございますが、私のほうで聞きたいのは、平成20年度から実施しております高齢者見守りネットワーク事業なんですけれども、これは順調にそういうお年寄りを励ますような仕組みが広がっているかどうか。これについてお尋ねをいたします。簡単で結構です。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 高齢者見守りネットワーク事業の内容ですが、認知症高齢者を見守りしていただくということで、平成20年度から民生委員さんとか自治会長さん、薬局とか商店、コンビニ等に登録をお願いしていて、そういう方がちょっと買い物に来たときなどにおかしいなと思うような方がいらっしゃいましたら、市の包括支援センターのほうに通報していただいて、市の保健師とかがその本人のお宅へ訪問して、本人がどのような生活状態かを調査した上でそれぞれの関係機関とか地域の方と連携を図って、その方を見守りしていく。

（「それが広がっているかどうかを聞いているんです」の声あり）その広がりにつきましては、現在のところ、100件以上の登録者がいまして、実際に通報があった件数は平成20年度、平成21年度、約10件ぐらいずつありました。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） もう一つお聞きしたいのは、これは新聞報道で那珂川町では在宅介護で家族が介護されているわけですよね。その方々がいろいろな悩みを共有して、それぞれ悩みを持たないように、お年寄り虐待とかいろいろなところにつながっちゃうんですね。そういうふうにならないようにということで、1つは家族介護教室というのを毎月開いている。2つ目は那珂川町の地域包括支援センターの中で在宅介護をされている家族の方々に、そういう共同のサロンをつくったというふうなことが出ていましたんですが、我が那須烏山市ではどうなっていますでしょうか。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 本市においても、包括支援センターを中心に家族介護教室につきましては2カ月に1回程度の開催をしております。また、ほかの市の状況ですと、家族介護の会みたいなものやっておりますが、まだそこまでは広がっていないのが状況です。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ先進事例を参考に検討をお願いします。

次に、JRバス問題でございますが、馬頭は来年の10月からデマンド交通が始まるんです

ね。それで、馬頭、小川両地区で運行中の路線バスは来年3月で廃止するという事になって
いるんですが、これは那珂川町がやっている路線バスということであって、JRバスというこ
とではないという理解でよろしいのかどうか。それだけちょっと確認しておきたいと思いま
す。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 議員ご指摘のとおりです。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そう言いながらも、実際にはデマンドバスで赤字解消をするため、
あるいは那珂川町でもそういう交通機関の空白な地域があるんですね。そういうところにも登
録をして予約をすれば自宅まで迎えに来ていただけるデマンド交通、そして目的地まで行ける。
こういうことが主流になってくると思いますので、そういうことも含めて、それは那珂川町だ
けの話でございまして、那須烏山市は那須烏山市で試行運転は来年の10月ごろ考えていると
いうことですが、那珂川町と那須烏山市を結ぶそういう交通が非常に厳しいわけでご
ざいますので、烏山営業所の方に聞いたら、地域の代表でつくる協議会、そういうところで納
得いただけるあるいは代替の交通機関がきちんと決まる。それまでは存続するんじゃないでし
ょうかと聞いたんですが、そういう理解でよろしいのでしょうかね。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まだ正式にはあれですけれども、そのような状況でありまして、
市、町としては交通空白がないように、万が一のことも踏まえて協議は進めているところでご
ざいまして、那珂川の交通弱者の足を守っていきたいと考えているところでございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 山あげ祭、最後の問題でございます。言いたいことは山ほどあるん
ですが、時間があと1分しかないということで、いずれにしてもいろいろな悩みや問題を抱え
ておりますが、質問しましたように、人材が一番大変なんです。そういうことで、私も若くは
ないんだけど、若衆団として二十何回山あげを手伝ったという経験もございますので、決
してどういう方でも、那須烏山市に限らず、ほかの地域あるいは都会の人でも参加して、山あ
げ祭は参加したほうが本当にお祭りが楽しいというふうなことがわかってもらえるお祭りだ
というふうに私は自負しておりますので、そういう意味でももちろん6当番町でローテーションで
やっているんですが、その6当番町の伝統としきたりにのっとってということが前提でござい
まして、それに協力できる山あげ祭ボランティア人材バンクをぜひ設立を検討いただきますよ
うに最大限のご努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で、17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時42分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき9番板橋邦夫議員の発言を許します。

9番板橋邦夫議員。

〔9番 板橋邦夫 登壇〕

○9番（板橋邦夫） ただいま議長より発言の許可をいただきました9番板橋邦夫でございます。通告書に基づきまして質問をしまいたいと思いますので、執行部の前向きな答弁を期待しているところでございます。

また、傍聴者の皆さんは早朝からお出かけいただきまして、大変ご苦労さまでございます。ことしは記録的な猛暑が続いておりましたが、どうか台風9号の影響で雨が降ってまいりました。これは農家にとっても、私たちの健康上の面でも大変恵みの雨ではないかと思っております。

さて、今回質問する内容は、私が議員活動を通じ、多くの市民の皆様より要望があった中から、ごく身近な問題3点につきましてお伺いしたいと思います。

まず第1点は、道の駅の設置についてでございます。この件につきましては、先ほど平塚議員からも質問がありまして、一部重複する点もあるかと思っておりますが、ご了承願いたいと思っております。この道の駅の件については、私は4年前に一般質問で執行部にお願いしたところでありますが、このときの市長の答弁では、設置に向けて前向きに検討してまいりたいとの答弁であったと記憶しております。

また、本年6月の定例議会においても、先輩議員の小森議員からミニ道の駅の設置についての質問があり、農政課を中心とした各課横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、本年度中に基本構想を策定したい。そして、早期設置に向けて関係機関と協議を重ね取り組んでまいりたいとの市長の答弁であったかと思っております。

私もこのことについては大いに期待をしている一人でございます。ご承知のように、近年、観光やレジャーを求めている長距離ドライバーが多くなりまして、さらに女性や高齢者のドライバーがふえております。また、高速道路料金の値下げ等により、一段とふえてきたと言われております。また、最近では道の駅めぐりというキャッチフレーズで観光客を集めての日帰り旅行を実施している観光会社もあると聞いております。

このようなことから、より安全で快適な道路交通環境が求められており、このような状況を背景として休憩機能と道の駅を起点とした情報発信、地域連携を備えた道の駅は急速にふえてきております。

そこで、本市におけるプロジェクトチームによるこれまでの取り組んでいる経過、そしてこれからの取り組み方、特に基本的な事項である設置の時期、設置場所、運営形態などの協議の進捗状況について市長の考えをお伺いいたします。

第2点は、市営住宅と市有住宅についてお伺いいたします。現在、市が所有する市営住宅は旧烏山地区には6カ所に97戸でございます。旧南那須地区には3カ所に30戸、合計9カ所に127戸ございます。また、市有住宅、これはいわゆる県のほうから払い下げた住宅だと思えますが、市有住宅は旧烏山地区に2カ所に4戸あります。したがって、市営、市有合わせて131戸でございます。

これらの住宅を見ると、建築後40年から50年を経過している住宅が大変多く、老朽化による破損が激しく、居住水準をはるかに下回っており、入居者の生活に不便と不安を来しているところがございます。

大幅な改修、改造は必然的であると思えます。また、特に老朽化が激しい住宅については、年次計画のもとに何戸ずつか建設していく。そういう時期に来ているのではないかと思われるが、市長の考えをお伺いいたします。

また、住宅使用料が長期間にわたり滞納し、担当職員は徴収にあたって大変苦勞されていると聞いております。このことは入居時の審査にも問題があると思えますが、どのような方法でなされているのか。また、使用料の滞納整理は適正に行われているのか、お尋ねをいたします。さらに、現時点における収入未済額の年次ごとの件数、金額について、あわせてお伺いをいたします。

第3点目は、広報那須烏山の配布見直しについてお伺いいたします。市の機関紙広報那須烏山は、市政の動きや多種多様な生活関連情報が掲載され、多くの市民に愛読され、行政と市民のきずなを深めている唯一の機関紙で、毎月約9,500部発行され、市民の方に行政区長から班長さんを通じ毎月定期的に配布されているところであります。

しかしながら、せっかく配布しても、受け取らない市民もあると聞いております。これらの要因としては行政に無関心な若い人、そしてひとり暮らしや高齢者宅がふえてきており、そのため未読者が多くなってきている状況ではないかと思えます。このことにつきましては、何人かの市民の方からも聞いております。

こうした現状を踏まえ、配布の見直し点検が必要と思われませんが、市長の考えをお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは9番板橋邦夫議員から、道の駅の設置について、市営住宅

について、そして広報那須烏山の配布見直しについて、以上3項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の道の駅設置についてお答えをいたします。道の駅につきましては、議員ご指摘のとおり車社会の進展によりまして、全国各地において休憩機能、情報発信及び地域が連携した新鮮な農産物や特産品の販売を行う目的で整備が進んでいるところであります。特に、栃木県内におきましては、オープン済みの箇所が17カ所、建設中が3カ所、これは矢板市、下野市、市貝町であります。その状況がございまして、昨今では高速道路でも野菜直売所がオープンをしているなど、極めて競争が激化しているものと認識をしております。

ご質問の本市における設置の時期、場所、運営形態でございますが、本市におきましては現在各課横断的な職員で構成をする庁内プロジェクトチームを設置いたしました。その中で整備構想の策定を進めている段階でございます。

具体的には文献資料などによる先進地における道の駅のあり方や機能、施設別分析を終了したところでもあり、今後は先進施設の視察調査等も実施をしながら、本市における具体的な整備内容、運営手法を検討してまいる予定となっております。

したがって、このような段階にありますことをご理解をいただきまして、また、関係機関等、特に国、県、JA直売所、これらの連携調整も必要でありますことなどから、現段階での明確な回答ができないことをご理解いただきたいと思います。できるだけ早い時期に本市特有の独自の魅力ある道の駅を設置をしまいる所存でございますので、引き続き議員各位のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

次に、市営住宅についてご質問がございました。本市の市営住宅等の現況につきましては、ただいま板橋議員がご指摘をされたとおりでございます。一部に老朽化が著しい状況もあります。市では市営住宅等の整備方針を定めておりまして、老朽化が激しい城東、滝田、旭、高峰の4住宅につきましては、退去者が出た場合は新入居住者を認めず取り壊すことといたしまして、その他の住宅につきましては、計画的に修繕をしながら維持管理に努めることとしてまいりました。また、住環境施策は定住人口増加の観点から重要な施策であると認識もいたしております。

したがって、市営住宅を含めた住宅環境のあり方に関する指針、那須烏山市住宅整備基本計画の策定を進めてきたところでございます。しかしながら、現在は昨秋の政権交代に伴いまして、今までの住宅施策にかかわる地域住宅交付金が平成21年度に新設されました社会資本整備総合交付金に組み込まれることになりました。この交付金を受けるには、新たに公営住宅等長寿命化計画の策定が必要ということになります。

このため、市といたしましては、従来計画をもとにしておりました那須烏山市公営住宅等長

寿命化計画を今年度中に策定をして、この中で市営住宅等の修繕、改修、解体、さらには建てかえも視野に入れた整備を検討して、計画的に市営住宅等の整備を推進をしたいと考えております。

次に、入居時の審査についてお尋ねがございました。この審査は、那須烏山市営住宅設置及び管理条例に基づき、公募によって提出されました入居申込書、入居申込確認調書、所得証明書等を審査をして、入居者の決定をいたしております。また、申込者が複数の場合は、住宅に困窮する度合いにより判定をしておりますが、困窮度合いが判断できない場合は同条例の規定に基づきまして、公開抽選により入居者の決定をいたしております。

住宅使用料の滞納整理につきましてご説明を申し上げます。ことし4月1日における住宅使用料滞納者は、繰越分を含めまして延べ15人で行ってまいりました。しかし、滞納整理事務の推進によりまして、平成20年度分までの滞納繰越者4人が完納いたしまして、9人が分納に応じるなど一定の成果を上げておりますが、景気の低迷の影響で滞納者は増加傾向にございます。

平成17年度から平成21年度までの滞納者の数と未納額を参考に申し上げます。平成17年度6人、59万1,100円。平成18年度4人、16万8,900円。平成19年度4人、31万9,200円。平成20年度4人で45万400円。平成21年度9人、113万6,900円であります。このような状況でございますが、今後とも滞納者に理解を求めながら、粘り強く滞納整理を行ってまいりたいと思っておりますので、ご報告、そしてご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、広報那須烏山の配布見直しについてお答えをいたします。現在、本市では市政の動きや生活情報、行政情報などを市民へお知らせをするために、広報那須烏山、広報お知らせ版、広報カレンダーを印刷、発行しているほか、テレビやインターネット等の媒体を利用した公式ホームページ、メールマガジン、とちぎテレビデータ放送等で発信をいたしております。

このうち、広報那須烏山は毎月10日に行政区長等を通じて自治会加入世帯に配布しております。自治会未加入世帯につきましては、希望がある80世帯にメール便で直接送付をしているほか、希望する市内20事業所へも送付をしているところであります。

さらに、市役所や公民館、図書館、JR烏山駅等の公共、公益施設にも配置をして、市民の皆さん等が自由に持ち帰ることができるようにもしております。

さて、議員ご提案の配布方法の見直しでございますが、現在、県内の自治体の広報紙配布方法は、行政区長を通じて配布するほか、新聞折り込みにより配布する方法等がございます。しかし、新聞折り込みにより配布する場合は新聞折り込み経費が必要となりますことから、行政区長の協力が得にくい都市部を中心に利用されているようであります。

本市におきましては、行政区長さんの理解と協力が得られておりますことから、費用対効果

を考慮し、引き続き行政区長を通した配布方法を継続することが望ましいと考えております。なお、未読者がふえているとのご指摘につきましては、広報那須烏山の魅力ある紙面づくりを目指して、若者から高齢者まで幅広い市民に親しまれるよう今後とも努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） ここで休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それでは、2回目の質問をしたいと思います。

先ほどの答弁、ある程度期待をしていたんですが、あまり道の駅の問題については進んでいないという感じを受けて、大変がっかりしています。

まず、このプロジェクトチームを立ち上げたわけですが、これ、人数は何人ぐらいで名称か何かあるんですか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。

過般プロジェクトを立ち上げて、那須烏山市道の駅構想プロジェクトチームということで組織しまして、委員が17名でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 現在、この道の駅のプロジェクトチーム、調査研究あるいは情報収集をしているということで、これから先進地の視察などをしまして、前へ進めたいという考え方があったと思いますが、まず、道の駅についてであります、既に市長からも先ほど答弁の中でありましたように、県内では17カ所、今稼働しているわけですね。新たに矢板市と下野市が来春オープンする。市貝町がこれも今建設中だということを聞いております。さらに、塩谷町が幾らかそのような動きがあるというようなことも聞いております。

そうしますと、大体本年度中には19カ所の道の駅が設置されるわけですが、7月28日の下野新聞の記事に載った数字でございますが、17カ所の道の駅の売上げが発表されたわけでございます。県内の売上総額が72億6,000万円に達した。前年度を4億6,000万円ほど上回ったということでございます。70億円を初めて突破したということが載っておりました。それと来場者数ですね、17カ所で1,000万人を突破して1,066万人

という来場者があったということでもあります。

この数字から単純計算で見ると、1カ所当たりの年間平均売上高は4億2,700万円になります。来場者数は62万7,000人という計算になります。大体1年300日稼働して営業したとしても、1日当たり2,000人前後の方が道の駅を利用しているということで、客単価、1人当たりの利用額は700円程度に出ていますが、1日の売り上げが140万円。そういうデータが出ております。

売上高の1位は佐野市のどまんなかたぬまでございます。ここは年間の売り上げが13億4,000万円、2位は小山市の思川の10億4,000万円、3位は隣の茂木町の道の駅もてぎが6億7,000万円だそうです。

道の駅の建設に詳しい方の話を聞きますと、何と言っても従業員のやる気と交通量がポイントだそうです。そういう観点から、市内の交通量を調べた結果、これは国土交通省が出した交通量調査によりますと、これは新しいデータが平成18年3月なんです。その前に出たのは平成11年ですから、18年の3月現在の国土交通省の道路局の発表した調査では、国道294号線の城東地内、ベイシアあたりですね、ここが平日朝の7時から夜の7時までの12時間の自動車の交通量、これは9,465台というデータが出ております。それと、市内を通っている国道で293号線の志鳥地内ですね。これはやはり12時間で5,415台ということでもありますので、那須烏山市内における交通量の一番多いのが国道294号線の城東地内であるということが言えるわけでございます。ちなみに那珂川町の293号線は、12時間の交通量が5,000台ぐらいですね。だから、かなり294号線は車が走っているということでございます。

平成11年度から見ますと、城東地内が5,000台ほどふえております。志鳥のほうは400台ぐらいしかふえていないですね。ご承知のように国道294号線沿いには、南には真岡市に道の駅にのみやがあり、北は那須町に道の駅東山道伊王野という道の駅があります。その中間点でもあり、交通量が多いこの烏山城東地内は非常に最適な立地条件を満たしているのではないかと私は思っているわけでございます。

特に、清流が流れる那珂川周辺だと、これはもう本当にすばらしいところだなと感じております。必ずにぎわいのある場所になるのではないかと思っております。そして、このような膨大な交通車両や観光客が那須烏山市をただ通過するだけでは、全くもったいない話で何とか足どめをして、この歴史のある城下町、そして山紫水明の那須烏山市のよさを知っていただくということができないかと私はいつも思っているところであります。

やはりそのためには、都市と農村の交流人口増や人口をふやすためにも、この手段として道の駅という施設以外にはないと思っております。先ほども都市と農村の交流の問題がありまし

たが、こちらから都会へ行くのも交流だと思いますが、やはり来てもらってあそこで地域の人と交流する。この辺も大切ではないかと思っております。

そして、道の駅に立ち寄れば、そのうちの何%かは市内に立ち寄ると思うわけであります。特に旧烏山地内は商店がかなり多いものですから、こういう人に立ち寄ってもらって観光宣伝をして、市内の山あげ会館とかあるいは和紙会館とかあるいは商店街などのところに足を運んでくれると思いますので、多少のにぎわいが出てくるのではないかと思っているわけでございます。

そして、道の駅の情報発信や地元の農産物の直売を機軸とした商業、工業のリンクができる道の駅、それはまちづくりの大きな政策の1つではないかと思っております。道の駅の売り上げが伸びているというのは、やはり野菜が充実していないと発展しないそうですね。道の駅もてぎの担当者に聞きますと、あそこでは6億7,000万円売り上げがあるんですが、43%は農産物だそうです。

県内の各新聞を見ても、大体野菜の充実した道の駅は前年を上回っているということですから、この野菜が中心になってくる。これを基本として地元の特産物を売っていく。そういう形になってくるわけでございます。

そういうことで、近隣市町では本市だけがないわけで、多くの市民の方がぜひ道の駅をつくってくれという声があちこちから聞こえてきます。大変関心を持っており、ぜひつくっていただきたいという要望が強いわけでございます。

そういうことでありますので、プロジェクトチームがあるわけですから、それを中心にひとつギアチェンジをして真剣に前向きで取り組んでいただきたいと念願するものでございますが、市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 大変細かな交通量情報の提供もいただきまして、大変ありがとうございます。板橋議員の言われることはまさにこの那須烏山市が置かれた大きな政策課題だろうと思っております。その道の駅実現に向けては、私といたしましても前向きに最大限の努力を傾けていきたいと、このような心境で今聞き入っております。

道の駅はご案内のように、いろいろな多面的な機能を有しているわけでございます。単に物販だけではないのでありまして、いろいろと県内の状況等を見てもみますと、もちろん無料休憩場であるとか、観光案内所あるいは温泉まで有しているところもあるんですね。公園、そして特産加工場であるとか、あるいは博物館とか劇場の舞台なども有している大規模な道の駅もございます。

那須烏山市は、上を見れば切りがないわけでございますね。どまんなかたぬまから1カ月に

1億円以上も売り上げる道の駅もあるんですから、この売り上げを見ると高速道路のサービスエリア以上のものがあるわけですね。そういった売り上げを見れば、確かに上のほうを見れば切りがないわけですが、那須烏山市独自のものをぜひ私はやりたい。そのような念願を持っております。

そのためには、先ほどご指摘がありましたように、どうしてもこれはその地域のあるいは直売所と連携も必要ですが、直売所との連携、そういったこととか、地元の農業者、関係者の意欲が最も大事なんです。何としてもやるというような意欲が大事。それを醸成するのは私ども行政でございますが、そういった醸成に努める必要もでございます。

またさらに、これは国、県の交付金を大いに獲得しないとなかなかできない事業でございますので、そういった国経由の要望活動も必要でございます。そのようなところから、ある一定の時間はやはり必要なことはご理解をいただきたいと思っております。

そのようなことで、この件につきましては、もう合併をしてから板橋議員を初め多くの議員さんから一般質問をいただいている事例でございますので、何とか内部のプロジェクトチームが立ち上がりまして、職員もやる気になってきたところでございますので、そのような力も一緒に総合的な総合力として発揮していきたいと思っておりますので、できる限り早い時期に実現化を図っていきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま大変前向きな力強いご答弁をいただきまして、安心をしたわけですが、確かに今市長が言われましたように、野菜直売所等の問題、整合性の問題もあると思いますし、また、農業者の意欲も必要だ。そういうことでいろいろ大変だと思いますが、私は先ほど申し上げましたように、やはり農産物を中心にした道の駅という考え方からすれば、今13カ所ある直売所ということですが、これらに入ってもらって、それでも野菜が足りないような気がするんですね。ですから、直売所との関係はできるだけ参加してもらおうという形をとっていけば、問題解決するのではないかと思います。

それと、できた周辺は非常に農業振興がされまして、特に果樹、野菜、この栽培が非常に盛んになってきている。どんなものでも道の駅に持っていけば売れますので、老人の方から全部真剣にやっている。面積も年々ふえてきているという茂木あたりの話も聞いておりますが、非常に農業振興にも大いに役立つ施設ではないかと私は思っております。

道の駅をつくるまでのプロセスというのはいろいろあるわけですが、やはり町の地域振興計画、地域振興施設等の計画をしなくてはならない。そして、計画構想をつくるのが基本であります。例えば那珂川周辺につくったとすれば、那珂川のアユを全面に出したアユの里会館、あるいはふれあい交流館とかあるいはレストラン、これはもちろん農産物の直売所も

基本ですからやらなくちゃならない。そういったものをつくっていけば、必ずや成功するのではないかと思っております。

道の駅は休憩施設ですから、駐車場ですね、トイレ、これは国のほうでやる事業なんですね。その他の施設については今言ったようなことは、つくる市町村がやる。そういうことで、休憩施設のほうは道路管理者、国、県ですね。そういうことですから、この協議を重ねていかないと当然できないわけでございます。

聞くとところによると、政権が代わったので道の駅の交付金、この支出方法が変わってきた。なかなか難しい問題があるというふうに聞いておりますが、その辺はどういうふうになっておりますか、お聞きしたいと思えます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。板橋議員におかれましては、平成18年3月にもこのようなご質問をちょうだいしておりまして、その内容を私ども大変興味深く見ております。当時、広島県三好市、合併前は君田村だと思っておりますのでございますが、の例を出されまして、そのフィールドワークといえますか、事例研究でご発表になられて、大変感銘を覚えた記憶がございます。

ちなみにそのときのご発言の内容ですが、資本金6,000万円のうち4割が行政でやって、60%を市民の方が出資をされた。約240人の市民の方が出資して、1人当たり約15万円になるのでございますが、そして、1割配当を出して元気にやっていると。大変優良事例を紹介されたのでございます。

私ども、今、事例研究してございますが、政権交代に伴いまして農水省のほうでやっていた地域資源活用のそういう補助事業があったのでございますが、これが農林漁業活性化交付金ということで1本になりまして、平成22年度の枠は1,500億円でございますが、これは何に使ってもいいというパッケージ型になった。それは地域によっては道路にしても何にしてもいいというそういうパッケージ型になったものですので、道の駅オンリーというそういう補助金メニューはなくなったというのが実態でございまして、また道路管理者、例えば国道の場合ですと国土交通省の補助金もやはり枠が厳しくなっているというふうな情報を土木事務所のほうから聞いてございます。

いろいろ課題がございますので、1つずつ課題を整理いたしまして、基本構想を積み上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 矢板の道の駅を今つくっているようですが、これは農村活性化プロジ

ェクト交付金という資金を使っているようですが、今言った資金はこれと同じなんですか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 矢板におきまして、平成21年度、平成22年度の継続事業でやっております、平成21年度は先ほど申し上げましたような農村資源活性化、そういう事業だったんでございまして、平成22年度が今、議員さんが言われましたそういうパッケージ型の交付金、そういうことでご理解を、同じ内容の費目の補助金でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。

ところで、これから真剣に前向きでやるということなんですが、これらの構想で基本構想、これがまず大事になってくるんですが、これができないと先へ進めないような気がするんですが、これはいつのころまでにできる予定であるか、お伺いしたいと思いますが。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 先ほども平塚議員にもお答えをしたんですが、整備構想の策定の調査段階に今実はあるものですから、その時期についてはちょっと言及ができないことをお許しをいただきたいと思っております。設置の時期、場所、運営形態、こういったところがやはりこれから核となりますので、どうしてもそれは慎重に検討した結果、やはり公表したいと考えておりますので、そのような構想の策定を今、調査研究中だというふうなことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 構想については明言できないということですが、ひとつ先ほども言いましたように、できるだけ早い時期にこの構想を練ってもらって前へ進んでいただきたいと思っております。

それと、前からミニ道の駅という言葉が出ておりますが、これはミニというのほどこを基準にしてミニと言うのかちょっとわからないんですが、それはミニ道の駅ということはないと思うんですね。普通の道の駅でいいと思うんですが、するとすれば、ミニ道の駅というと何か直売所をただ大きくしたような感じを受けますので、この辺、しっかり説明をしていただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ご指摘のとおりでございまして、このプロジェクト委員会を立ち上げるときにも、ミニを取った道の駅の構想委員会ということで立ち上げましたので、ミニというのは削除したいと思います。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。それでは、できるだけ早い時期にその基本構想ができるよう期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、市営住宅の件につきまして何点か質問させていただきます。市有住宅は先ほどもお話がありましたように、現在、烏山地区には市有、市営を合わせて131戸あります。この入居率ですね、今現在、どのぐらいになっているか。何世帯で何人ぐらい入居しているのか。それをわかっている範囲内で結構ですから、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 実は現実的に、はじいておりません。ただ、今戸数のうち、今現在退去者が3名発生してきましたので、あいている戸数が現在のところ3戸ございます。これにつきましては、近いうち、広報等によってお知らせをして入居募集をする予定であります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） そうしますと、131戸のところ、3人の方が今いない、128戸ですね、現在入居をしているのは。そういうことでいいわけですね。わかりました。

そういうことで、現状、住宅の状況を見ますと、かなり老朽化が激しいということは今さら申し上げるまでもないんですが、入居者にとっては大変苦慮されているなどという実感をいたしました。

建物の内容は30年代に建てられたものが22戸、40年代に建てられたものが59戸、50年代のものが28戸、60年代のものが16戸、平成になって建てたものは6戸となっております。そういうことで40年から50年を経過したものが非常に多いわけですね。特に、烏山地区のものが古く老朽化が激しい状態になっている。

私も団地をある程度回って入居者の声をいろいろ聞いてまいりました。ある人によっては、もう住むのは限界に来ているという人もおりました。苦情を何人もの方から聞いて、そして多少家賃が高くなっても改善をしてもらいたいという方もございました。ある人はもうこのままでは入ってられなくなるから、よその町へ行くほかない。そういうことを言った人もございます。

それと本当にひどい話なんです、1人の方は大雨が降るとトイレに入れないうんですね。傘を持って入る。そういう状態だそうでございます。これは1人の方がそう言っていました。傘を持っていかないとトイレに入れないう。そういう実態になっております。

そういうことを考えた場合、市の人口も年々減少しているわけですから、1人でも多くの市民に住んでもらうという対策が急務だと思いますが、ひとつ市長の考えを再度お伺ひしたいと

思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） この市営住宅について、板橋議員からは極めて重要なご提言をいただいたものと、このように真摯に受けとめております。今、議員ご指摘のとおり、この現存しております旧烏山地区の市営住宅については築後30年というところもございまして、大変老朽化が進んでいることは事実でございます。その実態等について、改めて今、ご報告をいただいたこと、大変ありがたいと思います。

そのような中で、今後、この市営住宅の考え方は、先ほども申し上げましたけれども、従来は那須烏山市の住宅整備基本計画のもとで進めてまいりました。といいますのも、これはすべて修繕をするにいたしましても、建てかえをするにしても、一般財源でございました。したがって、財政状況から勘案すると、なかなかそういった建てかえのところまで踏み込んでいけなかったというのが実態でございます。

しかし、今後、政権が変わって先ほど申し上げましたとおり、新政権では社会資本整備総合交付金という極めて使い勝手のいい交付金ですね、こういったことで、この市営住宅等についても交付金が修繕あるいは建てかえでも出るようになったわけでありまして。そのようなところから、今後はこの那須烏山市の公営住宅等長寿命化計画というものを今年度中に策定をして、これに基づいてこの交付金を活用していきたいと考えております。

今、議員もご指摘のように、那須烏山市の人口減少は極めて顕著であります。想定外のスピードで、一番大きな原因はやはり自然減であります。物故者と新生児の生まれる数が240、250人毎年差し引きで減っておりますが、それが一番大きい。さらに、企業の統廃合によってこちらから那須烏山市から出ていく方が大変多いということが大きな要因であります。

そういう中で、最も大きいこの自然減、これをぜひ歯どめをしなければならぬと思っておりますので、そのためにはこの住環境、これも市としてでき得る住環境の整備は市営住宅の整備だろうと、私はそのように思っておりますので、そのような人口減少の歯どめをかける意味、そしてあるいは人口ということはやはり市の活性化のバロメーターでございますから、そのようなことで何とかこの歯どめをかけるべく、定住人口増対策についての具体的な計画はこういった市営住宅の充実にあることも大きな政策の1つだろうと思っておりますので、今後このような公営住宅等長寿命化計画を今年度中には策定をして、それを市の後期総合計画の中に明確に位置づけて、そういった実施計画をつくっていききたいと考えております。ご指摘をいただいて大変ありがとうございました。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。やはり市営住宅にはまだ何人ぐらい入って

いるか見当はつかないんですが、128戸、2人ずつ入っていても約300人前後入居しているわけですね。そういう方のためにも、よその市町村に行かないためにも歯どめをするということも必要だと思います。今、市長からお話がありましたように、社会整備交付金を利用して、ぜひそういった計画を立てて活用して、建てかえなり改善をしていただきたいと思います。

それと、ちょっと聞きたいんですが、平成21年度の行政報告書の中でうたってあるんですが、建築後40年以上経過しているため、市営住宅管理計画書等を作成して適正な維持管理の推進とともに、市営住宅のあり方を検討してまいりますという文句が載っているんですね。平成20年度の行政白書を見ても全く同じなんですよね。これについてはこういったあり方を検討したのかどうかちょっと聞きたいと思うんですが。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 先ほど市長の答弁にもございましたけれども、社会資本整備総合交付金に移行する前の計画でございますが、それが那須烏山市住宅整備基本計画というものを策定中ございました。それが政権が変わって新しく制度が変わったということでございますが、その計画の中で行財政報告に載っている視点に従ってやっという計画でおりましたので、同じ表現になっているということでございます。

今後、社会資本整備交付金によって長寿命化計画を策定いたしますので、その中で長期的な視点に立って計画を立てていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） それと、現在までに入っていて古くなって取り壊した跡地、空き地になっているところはかなりあるんですね。特に、城東あたり、あるいは旭、この空き地の問題、これを前も言ったようなこれから事業で建てていくとか、それをしないと、草がぼうぼう生えて非常に危険性もあります。さらに城東のある人は、あそこでぼやがあったそうですね。そこへ入った人がいろいろ荷物を集めてきてどすんとためておくんですね。それがぼやの原因だということで、みんな消しとめたという話なんです、そういう話もありますので、空き地対策もひとつ同時にやっていただいたほうがいいのではないかとこのように感じております。

それと今話がそういうことになったので、入居者を決める場合、先ほどの話では書類上だけでこうやっているような感じを受けたんですが、入居者を決める選考委員会とかそういうものはないんですかね。それをお聞きしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 特に選考委員会を特別定めてはおりません。公募によって公募した結果、複数の方の入居応募があった場合には、平成22年度の例を申し上げますと、私、

担当課長、それから実際に公園管理もやっていますので、都市計画係の総括、それから直接担当しております管理係の総括、それと今年度から道路管理とあわせまして、ごめんなさい、ちょっと表現が錯綜していましたね。最終的には抽選という形で市営住宅に入る方の選考をしておりますが、結局、目的は低所得者層の入居ということでございますので、近年、低所得者の判断が非常に難しくなっている。応募してくる方は大体類似している方が非常に多いということで、決定するのに非常に迷う面があるんですね。

そういったこともありますので、平成22年度につきましては2戸あいておりまして、その中で応募者が8名でした。これも8名の中でも低所得者がほとんどでございまして、これにつきましては決め手がございませんので、公開で抽選をして決定をしております。そういうことで、特に選考委員会というものは設けておりません。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 旧烏山町では入居者選考委員会という委員会制度を持って、そこでそれらに基づいてあるいは聞き取りをして調査をして決めていたんです。そういうことも必要ではないかというふう感じたんですが、それというのも今、ぼやが出たということを言いましたが、その方は前にも火災を起しちゃって、坂下へ入ったんですね。隣近所でも大変不安を持っているんですね。どういう選考をしたのかなと私は感じたんですが、放火か何かちょっとわからないんですが、そういう人が入っているんですね。心配しているんです。

ですから、入居申込確認調書だと、それだけではちょっとそういう方が出るとまずいと思うんですね。例えば5戸があいたので、3人応募があった。3人全部入れるというのではなく、やはり3人のうちだって不適任な人がいると思うんですね。なかなかそこら辺は難しいと思うんですが、そういうこともありますので、ぜひこの選考委員会みたいな内部だけでも結構ですから、つくって決めていくのがいいのではないかというふうに考えていますが、もう一度伺いします。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 合併する前は選考委員会という組織が組織されて、そこで選考していたという事例はあります。入居資格、これは広報お知らせ版等で公募するわけですが、条件がございまして、現に住宅に困窮している方、それから、同居する親族がいる方、ただし、この中で高齢者、60歳以上と規定はしているんですけれども、それから、身障者、この方については1名でも入居は可であるよということです。

それから、収入額ですね、これが基準額以下でありますので、これにつきましては書類選考で当然ながら落ちます。それと、現在入居している方、たまたま城東の方の例が今、板橋議員

のほうから出たんですが、そういった方については指導は逐次しているんですね。しているにもかかわらず、なかなか応じてくれないというのが実態でございます。

それから、入居者が決まった場合、その場合にはやはり暴力団関係の方がいるかいないかということで、これはすべて同居人を初め警察のほうに照会をかけております。それから、連帯保証人は必ずつけるということでやっています、どうしてもこの後、滞納整理の話が出てくるかとは思いますが、数の中には応じてくれないという方もいるんですね。こういった方については連帯保証人を通じて指導していただくという方法もとっておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ありがとうございます。それでは、市営住宅の件で最後にお伺いしますが、収入未済額ですね、これは先ほど答弁の中でお話がありましたが、滞納額ですね、固定化分、これがあつたんですが、不納欠損金になるような可能性があるようなものがあるかどうか。昨年度のあれでは440何万円が未収額で固定化が幾らだったですか、固定化分ですね、先ほど話がありました、その中でどうしても取れないのではないかと予想されるものが、これは当然不納欠損金として落とさなくてはならないと思うんですが、それはどのぐらいあるのか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 先ほど市長の答弁の中で、本年の4月1日現在の滞納繰越分も含めての話ですが、滞納者の人数ですね、15名なんですね。それで、15名の中で重複してしまっていますが、この中で滞納処理に応じてくれて、すべて終わっている方が3名ほどおります。そのほか、分納誓約書に応じてくれた方もおります。そういったことを加味しますと、今の滞納者の中で今後、不納欠損処分をするということは、担当課長としては想定しておりません。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） 使用料の徴収については大変担当課で苦労されていると思いますが、引き続きこの徴収にあたっては万全を期して、できるだけ不納欠損金が出ないように、さらにご努力をお願いしたいと思います。

次に、広報、那須烏山市の機関紙、これの配布方法の検討でございますが、これはなかなか難しい問題があると思いますが、ある人からもう今の時代に1戸1戸配布しないで、今インターネットでも見られる時代なんだと、廃止してはどうか。そのかわり、駅とか農協とか病院と

か、そういういろいろな公的な機関に置く。そういう方法でいいのではないかというような極論を言われたこともあるんですが、それはいずれにしても、大変未読者が多いということは本当に残念なんです。せつかく経費をかけてつくっているわけですから、また、反面、非常に機関紙を待っていて、ちゃんとつづつて保管して読んでくれている方もかなりいるんですよ。

そういう面からすると、配布検討というのはなかなか難しいと思うんですが、私はもしできるとすれば、年度当初に行政区長を通じて班長さんから班内の希望をとって、要るか要らないか、これは大変だと思うんですが、これはこちらで一方的にはできませんので、その辺を行政区長会議あたりで検討していただければと思っております。毎月1回というのではなくて、2回程度に隔月に配布するようにはどうかな。そうすれば大体950部というところと380万円ぐらいかかっているんですね。だからわずかな費用の圧縮にはなるかと思うんですが、これも1つの行政改革の一環として財政改革の一環でありますので、その辺、検討していただければと思っています。これについてはいろいろ難しい問題であると思っておりますので、あるいはまた、議会だよりが3カ月に1回出ているんですよ。それとあわせて配布してはどうかとか、いろいろあると思うんですが、その辺、難しい問題で大変あれですが、ひとつ考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 広報紙の発行でございますが、これはあくまでも参考であります。県内のすべての市町の発行状況を見ますと、大きい市でありますと情報量の関係で月2回ほど発行しているところがございますが、大体月に1度程度の発行になってございまして、本市としましてもご承知のように月1度、ですから、本市としましても、この月に1度の発行は適切な時期の発行かなというふうに思っておりますので、今後とも継続をしていきたいというふうに思っています。

あと年度初めに班長さんの手をわずらわせて、これを問うというのは、かなりいろいろなところから自治会長さんの手、それから班長さんの手間隙も考えますと、かなり現時点においては難しいのかなというふうに私は個人的には思っています。

○9番（板橋邦夫） 了解しました。以上で終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で、9番板橋邦夫議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき、16番中山五男議員の発言を許します。

16番中山五男議員。

〔16番 中山五男 登壇〕

○16番（中山五男） 皆さん、こんにちは。本日は傍聴席のほうに午後になりましても大勢の方がおられますこと、これは極めてまれであります。皆様方にはまことにご苦労さまです。

長いこと続きました子供たちの夏休みが終わりまして、学校に再び活気が戻ってまいりましたが、休み期間中、教育長を初め教育関係者には子供たちへの心配事が尽きなかったものと推察しているところであります。

そのようなことから、今回の一般質問の中に学校教育に関する質問を含めさせていただいた次第であります。先に通告いたしました今回の質問は、防災対策について、本市農政のあり方について、学校教育について、以上3項目であります。その中では8点ほどご答弁をいただきたく存じますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、防災対策につきましてご質問申し上げます。台風が来襲する厄日とされます二百十日も無事に済みまして、ことしは緑豊かな収穫期を迎えたところであります。台風9号が本県付近に接近するおそれがあるような予報から、今後の進路が心配されているところであります。

さて、近年の自然災害は台風による被害よりも、全国各地で発生しています集中豪雨やゲリラ豪雨による河川の氾濫、土石流災害などが特徴と思われ。そして、局地的豪雨は日本列島のいかなる地域をいつ襲うか気象庁も予想が難しいようであります。

事実、この夏は記録的な豪雨により、岐阜県可児市では3万8,000世帯、広島市でも4万8,000世帯に避難勧告が出されまして、河川からあふれた濁流により人や車が飲み込まれたり、土砂崩れにより住宅が押しつぶされるなどの被害が相次いでおります。

これら豪雨災害の発生原因は、地球温暖化やヒートアイランド現象の影響とも言われておりまして、世界各国で異常気象が発生しておりまして、隣国の中国チベット自治区では大規模な土砂流出により、死者、行方不明者が約1,800人、パキスタンの洪水では国土の5分の1が浸水し1,500万人が被災しまして、日本の陸上自衛隊が今救援活動を行っていることは市長、ご存じのとおりであります。

以上のように、近隣の日本列島に限らず、世界各国を襲う記録的豪雨が頻発しておりますが、本市内におきましては、幸いにして大きな被害の発生を見ておりません。そのため、他国や他県での悲惨な被災状況の報告があっても、他人ごとのように思われまして、市民は自然災害に対し危機感を持っていないようであります。

本市では昨年3月、那須烏山市防災会議の中でまとめました地域防災計画や自然災害を予測

し、避難経路等を示す災害予測図、すなわちハザードマップを全戸に配布し、注意を促したところではありますが、果たして防災意識が上がっていることでしょうか。その防災計画や災害予測図を見ますと、本市内にはまず1点目、急傾斜地崩壊危険箇所が152カ所、山地災害危険地区227カ所、土砂流出危険溪流が157カ所、地滑り危険箇所が16カ所、合計552カ所が示されております。

さらにハザードマップ図面中、土砂災害特別警戒区域として赤色に染め抜かれた地区が86カ所もあることには驚きであります。これら特に注意が必要とされる危険箇所区域に住む住民が、真に理解し、危険を認識されているか否か疑問を生じるところであります。

そこで次の2点についてお伺いいたします。まず1点目、本市防災会議の中で作成されました地域防災計画や災害予測図ハザードマップの中では、避難場所や浸水想定地区などのほか、避難時の心得や持ち出し品、情報入手先なども記載されておりますが、危険が指摘されている箇所を市民に再認識させ、災害への危機感を持たせるべきと存じます。防災会議最高責任者である大谷市長にはいかがお考えか、所信をお伺いしたいと思います。

2点目の質問であります。本県は災害対策として早くからダム建設や河川改修、放水路の完成によりまして自然災害の少ない県とされておりますことは、市長ご存じのとおりであります。しかしながら、過去にさかのぼって近隣市町の大災害を思い起こしますと、まず昭和61年8月、台風10号による豪雨では茂木町逆川が氾濫し、町全体に壊滅的な被害をもたらし、死傷者72名のほか、家屋や公共施設など当時の損害額は520億円にのぼっております。

さらに、平成10年8月には那須町を中心とする集中豪雨によりまして、余笹川等の河川が氾濫し、死者、行方不明者7名のほか、家畜までもが那珂川河口まで押し流されたことは記憶に残る出来事であります。

これら2つの大災害時には、当然ながら那珂川も氾濫しまして、烏山地区では死者1名のほか、家屋の浸水、耕地の流出など多大な損害を被っております。災害は忘れたころにやってくるとの教えは、物理学者であり気象学者である寺田寅彦の言葉であります。自然災害への備えは日ごろから必要であります。

そこでお伺いしたいところは、仮に本市内に茂木町、那須町同様の集中豪雨が襲った場合、災害予測図で示す危険箇所552カ所あるわけですが、ここでは壊滅的被害をこうむることになるのでしょうか。これら想定される被害地域と被害状況についてお伺いいたします。

次の問題に移ります。本市農政のあり方について3点質問いたします。まず、戸別所得補償制度について質問いたします。このことにつきましては、きょう、1人目の質問者、平塚議員からもありました。また、さかのぼってみますと、ことし3月の定例会の際も高田議員から、この戸別補償制度については質問がありますが、私からまた別な角度で質問を申し上げたいと

思います。

民主党政権の看板政策の1つである米作農家を対象とした戸別所得補償制度への参加申し込みが6月末をもって締め切られましたが、その結果、本市内農家の参加率はおよそ7割に相当する1,762戸から申し込みがあったそうであります。

そして、平成23年度からは食糧自給率の向上を目指しまして、米から畑作物の麦、大豆、ソバ等6品目を戸別所得補償制度の対象に加えることになっていることも市長ご存じのとおりであります。

さて、日本国内で米余りが生じたことから、当時の食管会計赤字の解消策として生産調整が始まって以来、およそ40年が経過をいたします。その間、政府の示す減反補助制度や自給率向上対策は、試行錯誤を繰り返しながら農家に減反を強いてきたところではありますが、いまだ政府の減反政策が定着し、成功しているとは思われません。

これまでの減反補助金制度を振り返り、その一部を申し上げますと、始めのうちは休耕さえすれば何もつくらなくても補助金が交付された時代もありましたし、麦、大豆等を作付けすれば反当たり7万3,000円の補助金が交付されたり、耕作条件が不利な中山間地域の水田耕作に対しましては反当たり2万1,000円を助成する制度、また稲作経営安定対策制度と称しまして、米価が下落した場合、その8割を補てんする制度。

さらに、平成19年度からは、中核農家を支援する新しい補助金制度としまして、品目横断的経営安定対策をスタートさせましたが、自民党が推奨しましたこの制度に対し、民主党は小規模農家の切り捨てにつながるとの批判をし、昨年8月、衆議院選挙では全農家を対象とした戸別補償制度を主張し、政権がかわった今年度からは公約どおり実施したものであります。

以上のとおり、政府はさまざまな手法を用いながら、米作農家に減反の協力を求めてまいりました。自民政権当時、国民に対し、米は一粒たりとも輸入しないと断言していながら、世界貿易機関（WTO）の会議の中で、米の関税化を許し、日本は米余りの国でありながら、平成11年度から輸入せざるを得ない状況に陥っております。

以上のとおり、政府の示す農業政策や生産調整の手法があまりにも目まぐるしく変わるために、国民からは猫の目農政とまでやゆされてきたことも、市長ご存じのとおりであります。

そこで、次の3点をお伺いいたします。まず、1点、今年度から始まりました戸別所得補償制度は地方活性化の柱とまで言われながら、加入申請者は対象農家のおよそ7割であります。加入、未加入それぞれの農家に対し、市長はいかなる対応策をお考えでしょうか。

2点目、戸別所得補償制度の対象品目が、来年度から畑作6品目まで拡大されます。しかし、この制度は米を含め農産物生産者に対し、赤字分を国が補てんするものの、安定してもうかる農業経営にまではつながらないのではないのでしょうか。そこで、今回の制度を定着させ、経営

の安定化と安定した農業所得の確保を図るために、市長はいかなる方策をお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

次に、耕作放棄地の有効利用についてお伺いいたします。県内の耕作放棄地の現状について、昨年4月、県農務部がまとめた数値を過日新聞報道されましたが、それによりますと、県全体で耕地全体のおよそ8%に相当する2,361ヘクタール、うち那須烏山市管内では154ヘクタールの放棄地があったことは、市長ご存じのとおりであります。

農水省もこうした放棄地の現状を把握したことから、今年度より農地の再生に向け、耕作放棄地再利用交付金制度を創設したところであります。交付金制度は、再生に必要な経費のおよそ2分の1相当額であります。本市の場合、この制度活用により農地の受け手の確保や農地流動化の推進にまでつながるとは思われません。

日本の食糧の自給率を高めていく上で、農地の保全と有効利用は欠くことのできない課題であります。日本全国で遊休農地や耕作放棄地が依然ふえ続けているのも事実であります。農地は人間の生活環境や景観保全などの公共的機能を有していることから、耕作放棄地の解消と発生防止策には、農業関係者に限らず都市住民にとっても注目されているところであります。

しかしながら、本市の実情は兼業農家が大多数の上、60歳代の農業者が経営の中核を担っていることから、今後はさらに過疎化、高齢化、担い手不足が続きまして、それに伴い遊休農地が急増するものと推測しているところであります。

以上のような本市の農業情勢からして、もはや農家単独の努力による農地の保全や耕作放棄地の再生は不可能と思われれます。そこで、本市内農地を守るために特定法人貸付制度による企業の参入や緊急雇用対策事業を活用した新規就農者の受け入れが急務と思われれますが、市長にはいかなる対応策をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

最後になりましたが、学校教育について教育長に質問申し上げます。福田知事の選挙公約であったとちぎの子ども育成憲章が本年2月制定されまして、その全文に加え説明文を記載した表示板が去る8月2日県庁本館に設置されましたことは教育長ご存じのとおりであります。私も県庁まで行きまして、わざわざ見てまいりました。

憲章の趣旨とするところは、子供たちが夢や希望を持ち、心豊かにたくましく成長するために、大人が果たすべき責任と役割を明記したものであります。知事が思いを込めた憲章の目的達成には、学校教育から社会教育までを担う教育委員会の役割が最も重要と考え、今回の質問に加えたものであります。

県ではこれまでに栃木県青少年健全育成条例を制定しまして、その条例の中では県民すべての責任として、心豊かでたくましい青少年の育成を目指すことを定めております。さらに、この目的達成のためには、家庭の果たす役割が重要であることから、毎月第3日曜日を家庭の日

と明記したところであります。

しかしながら、この条例制定以来3年が過ぎた今日、条例はもちろんのこと、家庭の日さえ形骸化しつつあるのではないのでしょうか。今回、定められたとちぎの子ども育成憲章も先の条例同様、広く県民に周知徹底されないまま、忘れ去られてしまうのではないかと危惧しているところであります。

仏つくって魂入れずのことわざとおり、今回の憲章に魂を入れるべき役割を果たすのは教育委員会ではないのでしょうか。そこで、とちぎの子ども育成憲章が所期の目的どおり効果を上げるために、教育委員会は家庭教育、学校教育等の中でいかに実践されるおつもりか、教育長のご答弁を求めます。

次に、本市小中学校から不登校児童生徒を出さないための対策と現状についてお伺いいたします。去る8月6日付新聞報道によりますと、本県内小中学生の不登校児童生徒数は2,374人にのぼり、全児童生徒数に対する割合は、神奈川県に次ぎまして全国で不登校ワースト2位という不名誉な記録になってしまったことは教育長ご存じのとおりであります。

不登校の定義は何らかの心理的、情緒的原因等により、年間30日以上登校しない場合を言いついて、病気や経済的理由による欠席は含まれないようであります。不登校の問題は今日に始まったわけではありませんが、全国的に見れば対前年比3.4%ほど減少しておりますが、本県は微増で前年より悪化しているようであります。

そして、過去13年間の記録からしても、本県の小中学生の不登校割合は全国平均を上回ります。それに伴い不登校の順位も年々悪化し、昨年はどうとうワースト2位にまで押し上がってしまったわけであります。

不登校の問題は、毎年この時期、新聞に大きな活字で取り上げられますが、教育委員会としても対策にさまざまな手法をとるなど苦慮されているものと察しておりますが、報道される数値からして依然改善の兆しが見えてこないのは残念であります。

私は、議員について以来、毎年小中学校の入学式に参列させていただいておりますが、そのとき、決まって心に願うことは、この新入生たちが全員が仲よくして学校生活を送り、不登校や事故に遭わず無事に卒業の日を迎えてもらいたいと思うことでもあります。

しかしながら、卒業式の日では、少数の子ではありますが、名前を呼んでも出席していない生徒がいることには心痛む思いがあります。不登校の子は、一人家で何を思い、日一日を過ごしているのでしょうか。その幼い子供の心のうちを思いますと、一日も早く子供本来の明るい姿に戻し、学校へ復帰させるべきと存じます。

本市では子供の数が激減する中で学校に望むことは、困難であっても、一人の児童生徒たりとも学校から落伍者が出ないように努力していただきたいということでもあります。過日の新聞

報道、これは8月8日付であります。それによりますと、全国に引きこもりの若者がおおよそ70万人と推定されております。その引きこもり原因の1つに小中学校当時、不登校であったことが挙げられております。

以上申し上げました中でお伺いしたいところは、本市内小中学校内に不登校の児童生徒が現におられるのでしょうか。いとすするなら、不登校になった原因とその解決に向け、いかなる指導対策をとられておられるか、ご答弁をいただきたく存じます。

次に、非行防止のために教育委員会はいかなる指導活動をされているかお伺いいたします。去る8月27日東京拘置所内の刑場が初めて報道機関に公開されまして、茶の間のテレビに死刑執行室内のロープをかける滑車までが映し出されましたことは、死刑を現実のものとして受けとめるに十分過ぎるほどの効果があったものと存じます。

この報道番組の映像や新聞記事などを見た小学生には、どんな思いであったでしょうか。テレビドラマでの殺人死体は見慣れているものの、死刑執行室内の映像は子供たちにさえ強烈な印象として残ったものと存じます。

さて、少年法が平成19年11月に改正され、小学5年生から少年院に送致できることになったことは、教育長もご存じのとおりであります。法改正のきっかけとなったのは、平成14年、当時12歳の中学生、また11歳の小学生が同級生を殺害する事件が相次いで起こったためとされております。

県内の身近な事件の中から思い起こしますと、平成10年1月、黒磯北中学校で起こった中学1年生による女性教諭刺殺事件がありますが、池澤教育長には今も強烈な印象として心に残っておられることと存じます。事件から12年が過ぎまして風化しつつありますが、県教育関係者には決して忘れてはならない痛ましい事件であります。

少年法を改正し、警察の権限強化や厳罰化を図ったところで、なかなか問題解決にはつながらないようであります。事実、過日の新聞報道によりますと、本県内では非行少年が増加し、さらに低年齢化されていることも危惧されているところであります。

犯罪の内訳は万引き等の刑法犯が半数を占めていますが、粗暴犯や覚醒剤取締法違反なども多数含みまして、今年度上半期だけでおおよそ80名が逮捕されております。このような状況から、県警では少年犯罪の未然防止策として、夏休み中街頭補導指導を強化しておりますので、教育委員会としても何らかの対策を講じられたかと存じます。

以上申し上げましたが、教育長には常日ごろ本市内の小中学校長に対し、非行防止策についていかなる指示をされ、それが保護者や児童生徒にまで徹底され、効果を上げられておられるのか、お伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは16番中山五男議員から、防災対策について、本市農政のあり方について、そして学校教育について、3項目にわたりましてご質問をいただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、防災対策についてであります。1点目の危険箇所等の市民への周知、再認識という点につきましてお答えをいたします。近年は日本各地におきまして、議員ご指摘のとおり、甚大な被害をもたらす記録的な豪雨が発生をしております。昨年は山口県内におきましては土砂崩れで甚大な被害を出しましたが、特に、特別養護老人ホームライフケア高砂では、土砂崩れによりまして7名の尊い命が奪われましたことは、記憶に新しいところであります。

ことしもゲリラ豪雨等による被害が各地において多数発生をしております。こうした被害を軽減するには市民一人ひとりが被害の危険性を知ることが最も重要であり、また、避難施設や災害に対する情報を正しく理解をして、共有することが必要だと認識をいたしております。

本市ではそのような災害等に備えまして、ことし6月6日日曜日に川井地区3自治会、下川井上、下川井下、上川井の協力のもとに、土砂災害を想定した住民避難訓練を実施いたしました。当日は、市長、副市長、教育長、ライフライン担当課長が参加をいたし、災害対策本部の立ち上げの訓練をしましたところ、70名余りの地域住民のご参加をいただきました。ここ数年では、大木須や横枕地区でも避難訓練を実施をしまして、土砂災害等に対する住民の意識の高揚を図ってきたところであります。

また、ハザードマップにつきましては、平成21年6月に洪水・土砂災害ハザードマップを全世帯に配布させていただきました。避難場所や危険箇所等を周知をしたところでございますが、新たに平成22年4月に220カ所が指定をされました。今後、それらに追加をしております。

以上のように、避難訓練やハザードマップの配布を通しまして、市民の防災意識の高揚を図ってきたところでございますが、何よりも市民が安心して安全に暮らせるまちづくりが第一であります。今後、議員のご提案のとおり、広報あるいはホームページなど、あらゆるものを駆使しながら広報活動をしていくとともに、会議等でも意識の啓発を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、仮に本市内を集中豪雨が襲った場合、想定される被災地域と被災状況について、お答えをいたします。本市における豪雨等による過去の被害状況でございますが、特に昭和61年8月に発生いたしました台風10号によりまして、甚大な被害をもたらしました。当時の烏山町、南那須町の被害状況をおさらいをさせていただきますと、死者烏山1名、住宅（全

壊、半壊、床上浸水、床下浸水など) 烏山260棟、南那須96棟。がけ崩れ、烏山155カ所、南那須253カ所。ほか、田、畑、道路、河川、水路など被害額、烏山15億7,000万円、南那須16億7,000万円、このような被害状況であったわけであります。

想定される被災地域と被災状況につきましては、市といたしましてもハザードマップにおいて、がけ崩れや浸水のおそれがある地域をお示しをしておりますが、特に、土砂災害の発生する危険性が高い場所は烏山地区では境地区、小木須地区であります。南那須地区では下川井地区、小倉地区、このようなこととなります。また、河川の氾濫がおそれのある場所は、烏山地区では城東地区、下境地区でございます、南那須地区では農地への浸水が主なものとなります。

これらの想定される被害状況について、現在のところ、具体的な被害想定を作成をしたものがございませんが、今後、十分に検討しながら作成をしてみたいと考えております。

次に、本市農政のあり方についてお答えをいたします。1点目の戸別所得補償制度に関する加入未加入農家への対応についてであります。ご案内のとおり、我が国の農業、農村は、農業所得の激減、高齢化による従事者の減少、農村の疲弊等の危機的な状況にありまして、より安全安心な農産物の安定供給をいかに図るかが大きな課題であります。

このような状況にかんがみまして、民主党政権では、日本農業への戸別所得補償制度の導入によりまして、食糧自給率の向上、農業経営の改善、生産調整の見直しを行い、我が国農業農村の再生を図ることを公約に掲げたわけであります。

議員のご質問の平成22年度における戸別所得補償モデル事業は、平成23年度に始まる戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な運営を検証するために、国は予算の範囲内において交付金を交付することとした事業であります。また、当該事業の推進の手法はこれまでのような強制感を伴う生産調整ではなくて、農業者みずからの任意による加入を前提とした需給調整対策へと転換をされたわけであります。

したがって、市、那須烏山市地域水田農業推進協議会及び農業団体は、各農家に加入促進を図るためのPR活動や希望集落への説明会等を行い、周知徹底を図ってまいったところでございますが、加入率は議員ご指摘のとおり70%程度となっているのが現状であります。

今年度につきましては、加入農家につきましては、国から直接各農家へ定額部分が交付される予定となっておりますが、未加入農家につきましては、戸別所得補償モデル対策が適用されないこととなります。先ほど説明申し上げましたように、戸別所得補償制度への参加は、農家個々の自由意志が尊重されますことから、市といたしましても、より一層の加入促進に努めてまいり所存ではあります。

このことにつきまして、詳細につきましては、担当課長から補足説明をさせたいと思います。

続きまして、戸別所得補償制度を踏まえ、農業経営の効率化と安定化に向けた市の方策についてでございますが、議員ご指摘のとおり、平成23年度からは、米に加えまして麦、大豆、ソバ、菜種、テンサイ、でんぷん用馬鈴薯にその対象品目が拡大されるほか、水田以外の畑作にまでその対象が拡充される予定であります。

この交付単価につきましては、現在、概算要求中でありまして、具体的な金額が明らかになるのは年内になる見通しでありまして、対象農家についても、これら品目を販売目的で生産する農家に限られますことから、大規模な複合経営農家が対象になってくるものと想定いたしております。

議員ご指摘のとおり、農産物販売収入及び戸別所得補償制度交付金だけでは、安定的かつ効率的な農業経営の維持にはつながらないのは当然のことと思料するところであります。そのため、国ではこの制度以外にも水田利活用自給力向上事業といたしまして、麦、大豆、飼料作物には10アール当たり3万5,000円、米粉用米や飼料用稲の新規需要米には10アール当たり8万円、ソバ、菜種、加工用米には10アール当たり2万円の助成のほか、水田、畑作経営所得安定対策といたしまして、麦に10アール当たり4万円、大豆に10アール当たり2万7,000円などの助成対策を講じているところでございます。

国が示したシミュレーションによれば、農業経費を差し引いても麦、大豆、生産農家では、10アール当たり4万1,000円、新規需要米生産農家10アール当たり2万8,000円から4万3,000円の所得が確保できる計算にはなっております。

したがって、本市といたしましては集落座談会や農業経営相談会などを通じて、各農家がこれらの対策をうまく活用できるよう誘導を図るとともに、可能な範囲でのさらなる支援策などの検討を行ってまいりたいと思っております。

次に、耕作放棄地問題につきましてお答えをいたします。2005年、農林業センサスにおきましては、本市の耕作放棄地344ヘクタールでありまして、耕地面積3,850ヘクタールの8.9%を占めるとされているわけでありまして、さらに、生産調整に伴う保全管理、調整水田などの不作付地は552ヘクタールでありますから、これを含めると866ヘクタールにのぼりまして、これは耕地面積の何と22.5%の農地が未利用という状態になっているわけでありまして。

農家戸数で見ますと、農家戸数2,590戸のうち、985戸の農家が耕作放棄地を所有しておりまして、これは全体の約4割にあたる38%であります。これらの数値は2005年の農業センサスのものでございますが、現在はさらに増加をしていると思われまして。

これらの要因といたしまして、議員のご指摘のとおり、高齢化の加速、兼業農家の増加に伴う経営規模の縮小、離農によるもののほか、担い手、営農集団、集落営農組織といった受け皿

の農地集約が飽和状態にあることが要因として考えられます。

このような観点から、平成21年12月15日、農地法改正では企業における農業への参入が認可されたところであります。本市では、現在、残念ながら企業における農業経営の参画は今のところ動きがない状況にございます。

しかしながら、一部市外の畜産経営法人あるいは個人農家が塩那台地の耕作放棄地を再生し、飼料作物を作付けするなどの有効活用に向けた動きも見られるとともに、関東農政局から強い要望を受けて、志鳥地区にある塩那台地の一部に6,000平方メートルを耕作放棄地再生モデル実証圃として、この8月から2カ月間にわたり、もとの農地に再生整備をする事業を行っております。今後、市といたしましても、このような動きを広くPRしながら、企業等の農業参入へ働きかけを積極的に行っていくと同時に、農業公社やシルバー人材センターなどの活用も含めて、耕作放棄地増加の歯どめと解消に向けて努力をしまいたいと考えております。

また、新規就農者への受け入れにつきましては、塩谷南那須農業振興事務所と連携を図り、新規就農者ネットワークを組み、情報交換を行いながら、日々新規就農者の育成確保に努めているところでございますが、しかしながら、近年の新規就農者状況はといいますと、平成19年度が8名、平成20年度9名、平成21年度は8名と低調で推移をいたしております。

高齢化等に伴い、今後ますます脆弱化が予想されます農業基盤及び農業経営の強化や耕作放棄地解消には、到底寄与できる人数でないことは確かではございます。しかしながら、今後も県やJAなどの農業関係機関と連絡を密にし、1人でも多くの新規就農者への門戸を広く開くべく努力をしまっている所存でございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

学校教育につきましては、教育長答弁とさせていただきます。

答弁を終わります。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私のほうに学校教育について3点お尋ねされているようでございます。順を追ってお答えしたいと思います。

まず、1点目のとちぎの子ども育成憲章を教育委員会の役割として家庭教育、学校教育の中でいかに実践していくかのご質問でございます。今日、地域や家庭の教育力の低下が問題視されていることから、大人が子供を育てる役割と責任を果たしていくための具体的な指針をわかりやすく示し、取り組んでいくことが必要となってまいりました。

県は心豊かでたくましい青少年を育てていくために、大人の自覚と行動をより一層促し、子供を健全に育てていくための基本理念や大人の行動指針として、平成22年2月、とちぎの子ども育成憲章を制定いたしました。憲章は前文と5条の条文からなり、前文には目指す子ども像と育成に対する決意が示されております。5つの条文には子どもとかわる行動指針として、

家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面で実践されることが期待されております。

県は青少年の健全育成を図るため、栃木県青少年健全育成条例や青少年プランに基づき、家庭の日の推進や各種施策を展開してございます。本市におきましても、県と連携を図りながら青少年指導員を配置するなど、青少年を育てる会、子ども育成会の事業等を支援し、子供の健全育成に努めております。

この運動の趣旨の普及、啓発を図るために、とちぎの子ども育成憲章を青少年を育てる会、子ども会、育成会、小中学校PTA、各種会合等において大人の責任、大人の役割の必要性を共感し、家庭のだんらん、学校懇談会、井戸端会議、スクールサロン等でフランクな雰囲気の中で理解を深めること、公共施設等に手づくりのポスター、標語などを掲げ、主旨の周知を求めたいと存じます。

これらの一連の啓発活動が一人ひとりの大人が行動を促す契機になれば、必ずや大きな渦になることが想定され、一層の普及啓発実践につながることを考えており、粘り強い努力をいたしてまいりる覚悟でございます。

本憲章は、大人の責任と役割の自覚を促す私たち大人から子供たちへのメッセージでもございます。私たち大人一人ひとりが子供たちの最良の手本となる姿勢を示す努力を、本市の子供たちにお誓い申し上げたいと存じます。

2点目の市内小中学校における不登校児童生徒に対する指導対策についてのお尋ねでございます。8月6日月曜日の新聞で発表があったとおり、平成21年度の本県の小中学生の1,000人当たりの不登校児童生徒数が13.9人で、神奈川県に次いで全国2位であったことはまことに遺憾のことでございます。県では、各学校の児童生徒指導体制の充実やスクールカウンセラー、スクールサポーターの配置、いじめ不登校対策チームの派遣など対応を強化してまいりましたが、結果は冒頭に申し上げたとおりでございます。

本市の状況でございますが、1年に30日以上学校を休む不登校児童生徒は、平成20年度47名、平成21年度は39名、平成22年度6月現在で20名で、不登校児童生徒数については減少の傾向があります。不登校の理由としては、小学校では親子関係をめぐる問題や家庭環境の急激な変化が大部分を占め、中学生では集団への不適應や学習への怠惰、対人関係がうまく構築できない、無気力等、本人にかかわる問題が約半数、次いで友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題の順になっております。

本市には、不登校の児童生徒がいることは前述のとおりでございますが、指導の成果が少しずつあらわれてきていることも明らかになってきてございます。各学校で行われている不登校児童生徒の予防の取り組みについてでございますが、児童生徒指導委員会の組織や事例検討会、機会をとらえたチャンス教育相談、スクールカウンセラーが行う教育相談、児童生徒同士のよ

りよい関係づくりなど、さまざまな面から対策を講じてございます。

不登校を改善するために、家庭訪問、保護者相談、保健室登校の奨励、学級で活躍できる場を用意したりといった学担の取り組み、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携、ケース検討会の実施、不登校対策チームの活用など、家庭や本人への働きかけや他関係機関との連携などを通し、不登校の改善に努めてございます。

本市には、適応指導教室レインボーハウスが設置されてございます。学校へは登校できないが、適応指導教室までなら行ける児童生徒に対して指導支援をしてございます。昨年度は4名の中学3年生が在籍しておりましたが、最終的には全員、原籍校に登校できるようになり、3名が望む高等学校へ進学することもできました。この実績は不登校で悩んでいる児童生徒やその保護者に対して、大きな希望と勇気を与えるものではないかと自負している次第でございます。

私は、不登校は解決しなければならない大きな教育問題ととらえておりますから、子供たちの原籍校復帰を目指し、一人でも多くの子供たちの喜ぶ顔を見たく、これからも学校長と連携を密にして、最大の努力を傾けることをお誓い申し上げたいと思います。

最後に、非行防止の指導活動状況についてお答えいたします。学校では各教科、道徳、特別活動など、あらゆる学校の教育活動を通じて、一人ひとりの個性の伸長や社会性の育成、規範意識の高揚、自他の人権や生命の尊重、自己指導能力の育成など心を育て、問題行動を未然に防ぐ積極的な生徒指導に取り組んでおります。

学校長の指導のもと、児童指導主任、生徒指導主事を中心に児童生徒指導体制の確立を図り、問題行動が発生した場合には、迅速かつ的確に関係機関と連携しながら、組織的に対応していくことに努めております。本市では、各中学校区にスクールガードリーダーが、警察署にはスクールサポーターが、また、地域の方々の手厚い児童生徒指導組織がございます。自治会、自警団、防犯パトロール隊、青少年を育てる会、子ども育成会、そして何よりも多くのボランティアの皆様方のご協力をいただき、児童生徒の安全確保や学校への情報提供など、連携して問題行動の防止に努めております。

私は、校長会等で繰り返し繰り返し同じことを申し上げてございます。それは、ハインリッヒの法則でございます。この法則はご案内のとおり、アメリカの証券会社のオーソリティーのハインリッヒが、企業の経営の論理として申し述べていることでございますが、まさに教育にも適合する法則でございます。つまり、小さな事故、事件が300起こると、次に中程度の事故、事件が29件起こります。29件起こるとその上にはもう避けられない大きな事件が必ず1件起きる。つまり、大きな事件が起こるその過程には、学校や地域、そして私ども教育関係者が心配する29の事件、事故、そして常日ごろから注意しなければならないその基底には

300の事故、事件がある。お互いに教育委員会と学校はこの危機管理意識を常に持ちながら、子供たちの問題行動の未然防止に努めてございます。

おかげさまで、一連の温かな取り組みが功を奏しており、今年度はこれまでに大きな事故もなく、子供たちは学校生活を満喫して楽しんでおりますことをご報告申し上げ、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 命によりまして、戸別所得補償制度関係の農家へのPR推進体制の詳細についてご報告を申し上げます。

戸別所得補償モデル事業のPR関係でございますが、国、国は農政事務所単位でございまして、県、市、市の水田協、また関係団体のJA那須南、また共済組合等、それぞれの関係機関のご協力を得て、また一緒に、また戸別に農家へのPRをしたところでございます。

まず、国の対応でございますが、田植えが終わりました5月の上旬と下旬に、大手新聞また地元新聞の下半分をカラー印刷で出して、戸別所得補償の参加について促したのが2回、新聞で掲載してございます。あと那須烏山市地区については新聞折り込みを1回出してございまして、さらに随時テレビ、マスコミ等でやっているのはご案内のとおりでございます。

県の段階ですが、振興事務所を中心にいたしまして、リーフレットを作成いたしまして、市の各市町村の水田協議会経由で全農家に配布して、参加の促進を促してございます。あと、これは県のホームページにも載ってございますが、これはなかなかプロバガンダの機会がないのかなと思うところでございます。

市及び市の水田農業協議会では、お知らせ版に2回ほど載せまして、その推進を図りました。また、申請をされていない方、転作を達成して20アール以上の水田をつくっていて、それでもこの戸別所得補償モデルの申請を出されていない方が311人いらっしゃったのでございますが、2回、6月に分けまして加入の働きかけを郵送等で行ったわけでございます。さらにことしの2月から4月にかけて、これは制度改正に伴いましての早期集落座談会、関係機関とのそういう説明会でございますが、烏山地区は農事組合長を中心に行っておりまして、南那須地区は生産部長さんを中心となっておりますお願いしてございます。

また、それと並行いたしまして、農業委員さん、またご希望のありましたそういう集落について水田協、農政課の職員が行ってご説明にあがっている。それが10カ所でございます。また、農協さんはJAだよりに戸別補償関係のご案内を載せておりますし、共済組合でも共済だよりで載せてございます。

ただ、毎年毎年米の生産調整のシステムが変わるものでございますので、なかなか切りかえ

ができないという苦情は私どもも拝聴いたしております。特に、従前は集荷円滑化計画に入っていないと、転作をして水田をつくらなくて米を休んでいても、いろいろな助成金の交付対象にならないという制度がございましたので、そういう混乱が解消されたとは申しませんが、混乱があったことは事実でございます。

おかげをもちまして、私ども、戸別補償の催促、督促をやりまして、先ほど午前中ご質問があったとおり、1,228戸の方が参加になったんですが、その従前は1,124戸で104人の増加になりまして、797万7,000円の戸別所得補償の金額が直接国から各農家に交付される。そういう段取りになった状況でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 私が質問した事項につきましては、すべてご答弁をいただいておりますが、ここから少々再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、防災対策についてであります。先ほどのご答弁をお伺いしますと、この危険箇所等の市民への周知等につきましては、まずことしの6月に川井地区で避難訓練を実施したこと、また何年前には大木須や横枕のほうでも避難訓練を実施したことなどなど、さらにこのハザードマップの配布により、防災意識の高揚を図ったということであります。これは了解をいたしました。

この2点目の集中豪雨が襲った場合の想定される被災地、これも詳細なご答弁をいただきましたので、一通りこれでこの件は了解をしたところでありますが、この中から1、2点だけ質問をさせていただきます。これは先日の新聞報道によりますと、9月1日の防災の日を前に、県民の日に県民へのアンケートを実施したそうでありまして。それは大雨被害に備えて避難方法とか、避難場所を知っているのかという質問をしたそうであるが、知っていると答えたのがわずか30%で、70%は知らないし、このハザードマップの存在さえ知らない。そのように回答したそうでありまして。

本市内には全く災害とは無縁なところもありますが、先ほど申したとおり、危険箇所も多数あります。これは地域住民に対しては防災についてさらに心がけるよう、行政として再認識をさせるべきではないかと思っております。そこで、1つ質問しますが、このハザードマップの中、特に危険とされる赤色で染め抜いた部分があります。この地区等について何か危険を示す標識等を設置することとしてはいかがでしょうか。それとももう既にこのような標識はついているのでしょうか。この点についてまずお伺いをいたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 標識のほうはついているということでご理解いただければと。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 了解しました。ぜひこの標識も見やすいように、これ実は防犯灯も今、木が生い茂ってあまり機能を果たしていないというところが幾つもあります。多分この標識などもフジが絡まったり見えなくなりつつあるところがあるかもしれませんので、これはぜひ見やすいような方法をとっていただきたいと、私のほうから注文いたします。

それにもう1点、市内に災害が発生した場合、いち早く現場に駆けつけまして救助活動にあたるのは消防団と市の職員ではないかと思えます。これらはよその被災地を見ても映像に映るのは、やはり市の職員等が必死になって行動しております。そこで、防災計画の中を見ますと、職員に対する防災教育を積極的に行うと明記されておりますが、実際、職員に対して教育されているのでしょうか。この辺が重要ではないかと思えます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 特定の日にそういう日を想定いたしまして、職員の指導訓練、そういうものも行っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） それなら安心しているところであります。

もう1点、防災計画のほうからお伺いしたいんですが、非常体制時の職員等への動員伝達方法です。これは伝達の系統図が70ページにありまして、市長から総務課長、次に各課長から各職員と伝達することになっております。これは小さくまとめたダイジェスト版、ここにもありまして、職員の出動体制と職員それぞれの役割について認識するように記載をされております。

ただ、私、ここで少々心配に思っているところは、果たしてこの伝達、速やかに上司から職員まで伝達されるのでしょうか。といいますのは、今、全職員の名前はもちろんのこと、住所、電話番号等を記した職員録というのは合併してからつくっていないようですね。合併前はありました。何課の職員の住所、氏名から電話番号まで載っておりましたので、もうすぐにそれを見ればどこへでもすぐに連絡ができたんですが、これがない中で果たしてどのような方法で、例えば総務課長が別な課長にだけはできる。しかし、その課長が留守で、その次の部下職員のほうに連絡といった場合に、そういう方法がずっと、また課長から次の下に下というふうに、よその職員に対しても今の体制では連絡ができないのではないかと。

繰り返しますが、災害が起きたときには、やはり職員の役割というのは重要だと思います。この辺のところはこのプライバシーの保護とか何とか言っていますが、これはぜひ職員録をつくって、全職員がこれを持って、いついかなるときにも縦横に連絡ができるような方法で使うべきではないかと思えます。この辺のところはどうでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 確かに個人の名簿になりますと、個人情報に関係もございましてので難しい部分がありますが、この連絡網につきましては市全体のものは私どものほうで把握しているほかに、各課で各課ごとの連絡網ができております。第一が課長、次には主幹なり代表補佐という形になりますので、私のほうから各課のほうには順次連絡をして、その各課長からは課員のほうに連絡がいくようなことになっております。

前回、先ほど訓練をしたということですが、これがもうどの時間帯で連絡が届いたか。何分で庁舎に出勤できたか、それらもあわせて調査をしております。ここに手元に今ないので、その集計は申し上げられませんが、そういうことなども訓練時に実施しているような状況でございます。今、議員ご指摘のように、名簿、確かに課長も主幹もいない、補佐もいないときどうするんだという問題もありますので、ただ、個人情報等の絡みも検討しながら、これは行政としてどうしても必要な部分、こんなものは検討していきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） この職員録についてはぜひつくるべきではないかと思っております。よろしくこれはお願いをいたします。

それと、これは実は質問項目には入っていないことで申しわけありませんが、旧南那須地区には防災無線があります。しかし、烏山地区にはありません。今この全体の総合計画の中で、烏山地内の防災無線の設置というのは今、計画されているのでしょうか。何かおわかりでしたら、1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 国井総合政策課長。

○総合政策課長（国井 豊） 防災無線の設置につきましては、旧烏山地区については検討した経緯はございますが、ただ、台風時等の大雨とかあるいは風が強いときなどはちょっと聞き取りにくいというようなこともあるようでございまして、現時点においてはエリアメールといいますか、火災のときに、多分議員さんの中でも登録されている議員さんがいらっしゃるかと思いますが、そういう手法で火災あるいは災害等の発生時には、消防署あるいは総務課の中から登録された方に、災害の発生場所等についてはお知らせできるようなシステムは現在構築されておりますが、防災無線関係等については現時点においては烏山地区についての計画はございません。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） これは突然の質問で申しわけありませんでした。今のところ、特別な計画はないとは言いますが、このハザードマップを見ますと、旧南那須より旧烏山地区のほうが特に危険とされている赤いので染め抜かれているところ、これが多数あるわけでした、こ

これらのことを考慮しても、ぜひこれから防災無線については検討すべきではないかと思っております。このことにつきましては以上であります。

次に、農政の関係についてお伺いしたいと思います。先ほど一とおりのご答弁はいただきました。それで、その中から私、1、2点お伺いしたいことがあります。まず1点、先ほどの市長答弁によりますと、水田利活用自給力向上対策事業として、これは別途麦、大豆、主要作物では10アール当たり3万5,000円ほどの交付金がある。これは答弁は細かいことですから担当課長の答弁で結構です。

それで、農業経費を差し引いても麦、大豆生産農家では10アール当たり4万1,000円の所得が確保できると、そのようなご答弁でありました。これは今回、交付される交付金を含めての計算になるのでしょうか。

それともう一つ、仮にこれも合わせた所得ということになりまして、仮に10アール当たり4万1,000円ということになりますと、10ヘクタールつくっても410万円ですよ。そうしますと、サラリーマンの給与水準にはまだまだ20ヘクタールぐらいつくらないと、例えば役場職員の給与水準にまで所得が上がらないのではないかと思っております。果たして農家がこれほど農業経営を拡大することができるか。これは少々私、疑問に思っております。この辺のところをまず1点お伺いをしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 経営補償関係の4万1,000円云々でございますが、この価格につきましては、水田利活用自給率向上事業、これは米をつくらないで違う作物、麦、大豆をつくった場合、それぞれの助成金が交付されますが、そういうもろもろの助成金また個々の経費等を損益通算して試算したものでございますので、個々の農家の経営努力または機械、資本装備によって幅がございますが、そのようなことが担保されるということでご理解を賜りたいと存じます。

それと大豆10ヘクタールというお話でございますが、ご案内のとおり、本市の農業1戸当たり平均耕作面積は1.3ヘクタール弱でございますので、10ヘクタールというなかなかそういう事業体というのはまだ具現化していないわけでございますが、そういう事業体ができれば農政問題については何ら後顧の憂いはないのでございますが、今はまだ道半ばということでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますとやはり、水田利活用自給力向上事業、これを利用しても、那須烏山市の農業者の場合は到底生活できないと、そのように考えられるのではないかと思っております。

もう1点お伺いします。先ほどの答弁の中に耕作放棄地の中から、これは関東農政局の強い要望を受けまして、志鳥地内で塩那台の一部、わずか6,000平米、6反歩ですが、ここを耕作放棄地再生モデル実証圃として、今再生をしているそうなんです、このことについてお伺いいたします。

まず、再生した後、だれが何を作付ける計画なのか。これはもともとの地主なのか、それともだれか企業または営農集団に貸し付けるのか、この作付けをだれがするのか、何をつくる計画なのか。

それと、再生にかかる費用、これはだれが負担するのか。それと、今回はわずか6,000平米なんです、今後、これを拡大する計画があるんでしょうか。4つの質問になりましたが、このことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。大豆の10ヘクタールにつきましては、本市の農業経営形態は複合経営が主でございます、水稲プラス畜産、水稲プラス果樹、そういう危険分散、リスク分散型のツーセット型、またさらにそういうふうになっておりますので、大豆一本やりというのは現実的ではございませんので、それについてはお答えは省略させていただきます。

お尋ねの耕作放棄地の再生利用関係事業でございます。実はこれは平成20年度からこういう事業は農水省の目玉であったのでございますが、昨年、民主党の政権交代になりまして、事業仕分けで耕作地の再生事業は廃止になったわけでございます。それが平成21年度予算措置した分については基金措置になりまして、各県の農業会議がお預かりしておりまして、今年度那須烏山市は塩那台のそういう遊休地、平成5年に農用地造成が終わりまして17年経過してございますが、そういう地区について関東農政局の強い要望によりまして、市の担い手対策協議会という組織がございます。

これは市の職員、農業公社、JA、共済組合が組織のメンバーになっておりますが、そこが事業主体となりまして、その耕作放棄地になった土地を再造成するものでございまして、原資といいますか事業費は全額国庫から一般会計を通らないでまいります。概算事業費は約500万円弱でございまして、現在、きれいに抜根、整地されておりまして、再度整地をして、場合によりましては、ファームポンドから水まで持ってくる。そういう至れり尽くせりの事業でございまして、次年度にかけて戦略作物ということで作付けをしたいということで、現在、県の農業振興事務所と協議中でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） そうしますと、今回の6,000平米は国庫負担でもって再生はするが、その後はこの事業がもうほとんどこれ、基金としてやるかもしれない。あまり継続的な拡大するということは見込まれないと、そう解してよろしいのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） お答え申し上げます。日本の農地制度でございますが、昭和22年、戦後当時は日本の農地は660万ヘクタールあったのでございます。現在は490万ヘクタール弱でございまして、これは農地造成をいろいろ各地区で積極的にやったのでございますが、工場用地、住宅用地に転用されまして、今500万ヘクタール弱になっております。現在の政府民主党の考えは、一度荒れた耕作放棄地はお金をかけてまで再造成する必要はないというようなことで、事業仕分けで予算額が計上見送りになったわけでございます。

そのかわりといっでは何ではございますが、今ある農地を1平米たりともほかの用途に転用させない。そういう強い決意のもと、昨年平成21年12月15日に改正農地法が施行されまして、ほかの用途への転用が大変厳しくなってきた。行政の仕事も今までは農地法の適用外でいろいろやっていたのでございますが、今後、全部農業委員会に協議になる。こういうことでご理解を賜りたいと思います。

ちなみに私ども、農政課、農地面積が市で23%ございまして、林野面積が45%ございます。68%、さらに321ヘクタールの国有林がございまして、私ども農政課がカバーする面積は市内の7割になろうとするということでございますので、農地は地域資源、こういうことでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ただいまの戸別所得補償制度であります。これは民主党政権により創設された制度であります。しかし、自民党等野党からは税金のばらまきとまで酷評されています。市長ご存じのとおり、今、民主党内では激しい代表戦が繰り広げられておまして、いずれが党首になっても、近い将来、また政界に異変が起こるのではないか。そうなった場合、また、この戸別所得補償制度がそうなくても存続するのか否か。今回の支援制度がまたまた朝令暮改となるのではないかと私も危惧しているところであります。

しかし、いずれにしても、市の農業は兼業農家が大半であります。その兼業を中心とした農政なくしては本市内の農業は成功しないと思っておりますので、農政課長もそのことについては特段の努力をすべきと思っております。

それにもう一つ、耕作放棄地の利用についてです。これは農政課長はご存じないかもしれませんが、旧南那須町で平成5年当時です。この農業後継者の育成を図るために、農業インター

ン制度というのを創設しました。これは町が新規農業者の受け入れを行った事業なのであります。これは県内の初の試みでありまして、この新規農業者希望者に対しては、月額6万円の生活費を援助して、何人かには宿舍まで与えて自立させようといいたしました。数名の青年から希望がありまして、この新しい農業に立ち向かったわけですが、結局は途中挫折して目的は達成されなかったのではないかと私は思っています。最後どうなったかまでは私は確認しておりません。

最近の新聞を見ますと、この1年間で新規農業者は県内で224人もあったそうであります。その中から、非農家からも21人ほど新たに農業に挑もうとしております。これらについてもぜひ頑張ってもらいたいと思うわけでありまして。

それとさっき出ました塩那台地、これは芳賀台地は私のほうで直接算入されているものはありませんが、これの有効利用の問題で、県の農務部でも企業の農業参入を公募しているようであります。この企業の農業参入につきましては、ご承知のとおり特定法人貸付事業制度というのが創設されております。近県などでは茨城県でもってスーパーのイオン、千葉ではイトーヨーカドー、福島県ではカゴメが野菜とかトマトを始めています。さらに最近、ここで申しましたイオンは秋田で米づくりも始まっております。このような状況でありますので、ぜひ塩那台地等を有効活用するためにも、農業を目的とした企業誘致、これを積極的に図られてはいかがでしょうか。この辺について市長のご答弁を1点お伺いします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。このことについては、私もまさに同感であります。これからの栃木県のフードバレー構想の一環といたしまして、私もそのようなことを積極的に進めていくべきだろう、進めたいと思っております。この民間企業の参入が緩和されたことによりまして、さらに今言われた塩那台地等の遊休農地をさらに大規模に開墾してもらって、大規模に経営ができれば、これを基幹とする那須烏山市の農業者の活性化にさらに拍車がかかるということですのでございますから、そのような企業誘致の一環として、これもぜひ努力をしていきたいと思っております。

もう一つ前段ありました南那須で行いましたインターン制度について、私もあのとき在籍をしておりましたので感想を申し上げますが、8人おりました。いずれも結果的には挫折をして里帰りをしたということですのでございます。オクラをつくっていたり、あるいはトマト、いろいろと多種多様に皆さん方、考えてこられました、やはりあのときの行政といいますか反省点といたしまして、やはり農業というものを真剣に、意欲はあるんですね、農学部を卒業して農業で身を立てたいというような学生もいましたから、そんなところで快く受け入れたんですが、やはり反省点としては6万円の72万円ですよ、それと貸家をいろいろ協力いただいて家賃

で払ってもらって与えたんですけれども、そのようなことも結果としてやはり意欲だけでは、あるいは農業技術というのは甘くないということなんですね。あと、私は意欲プラス資金がやはり必要であるというふうに思います。

そのようなところから、中途半端な状況で挫折をいずれもしてしまいました。本当に残念なことですが、そういったところで新規就農者は意欲、技術プラス資金を持った新規農業者、そういったところが成功する秘訣かなど。そのような反省点もございます。一応感想まで、そのようなところでありました。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 最後に学校教育について教育長に再質問いたします。私、教育問題をいつも最後にしてしまいまして、今回も4分少々で質問がしり切れトンボになりまして、まことに残念であります。きょうもそのような結果に終わるのではないかと危惧しております。

まず、とちぎの子ども育成憲章については、先ほどの教育長ご答弁で理解をいたしました。さらにきのういただきました那須烏山市の教育、これを見ますと教育委員会の教育目標とか教育行政の方針、この中にもそのようなこともうたっておりますので、ぜひこれは実践していただきたいと思っております。

次に、不登校児童の問題であります。これは過日の新聞報道によりますと、先ほど申し上げましたように、平成21年度で1,000人当たり13.9人、この率をこの那須烏山市の小中学生を合わせた2,200人に掛けてみますと、那須烏山市の場合、この率で県平均にしますと31人になるわけです。しかし、先ほどの教育長ご答弁によりますと、少々この数字よりも多い結果になっております。残念ながら。昨年は39名ですから、この31名より多いですね。しかし、ことしは6月現在でまだ年度の途中ですが、去年から比較しますと20名と減っているようであります。これはぜひさらにご努力をお願いしたいと思います。

ここで1点お伺いしたいことは、学校現場から教育委員会に報告する不登校の数、極力これは校長としても少なくしたいのが人情であります。そのために、過日の新聞報道を見ますと、病欠扱いにして不登校の数字を減らすケースもあると。そのようなことが実際としてあるように聞いております。これらのこと、教育長はどのように考えておられるでしょうか。また、もしわかりましたら現在、病欠欠席の児童生徒が何人おられるのか、その数についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 私どもは定例報告をいただいております。つまり、毎月毎月、小中学校の病気の状況あるいはその病気が何であるか等々の要因についてまで、聞いてございま

す。したがって、本市の小中学校の子供たちの一人ひとりのありようについては承知しているつもりでございます。

したがって、各県、議員さんがおっしゃるようにならぬかとどういふとらえ方をしているかということについて、大きな乖離があるような気もいたしますが、私どもは学校長の責任のもとに調査をさせていただきますから、それを尊重して問題行動調査にありのままを報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 最後に1点、つけ加えさせていただきます。近年、教育者による不祥事がしばしば新聞報道されていますことは教育長、ご存じのとおりであります。幸いにして、市内からは発生をみていませんが、それは教育長の指導、ご努力によるものと感謝しております。しかし、近年は県内の教育現場にまで、規範意識の低下から先生による酒気帯び運転とか援交、強制わいせつ事件等が発生しております。ぜひ、このようなことが市内から発生しないように、さらなるご努力、ご指導をお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で、16番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は9月10日午前10時から開きます。本日は、これで散会します。ご苦労さまでした。

[午後 3時33分散会]